

令和8年6月2日（火）

## 6 目 目

（一般質問）



1. 応招議員は、次のとおりである。

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 第1番  | 隅内 和男 | 第2番  | 松本 信明 |
| 第3番  | 鶴見 典明 |      |       |
| 第5番  | 上村 康幸 | 第6番  | 篠塚 啓一 |
| 第7番  | 志鳥 勝則 | 第8番  | 海老原友子 |
| 第9番  | 勝山 修輔 | 第10番 | 津野田重一 |
| 第11番 | 田村 稔  | 第12番 | 稲見 敏夫 |
| 第13番 | 小川 公威 | 第14番 | 稲川 洋  |

2. 出席議員は、次のとおりである。

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 第1番  | 隅内 和男 | 第2番  | 松本 信明 |
| 第3番  | 鶴見 典明 |      |       |
| 第5番  | 上村 康幸 | 第6番  | 篠塚 啓一 |
| 第7番  | 志鳥 勝則 | 第8番  | 海老原友子 |
| 第9番  | 勝山 修輔 | 第10番 | 津野田重一 |
| 第11番 | 田村 稔  | 第12番 | 稲見 敏夫 |
| 第13番 | 小川 公威 | 第14番 | 稲川 洋  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 山崎 圭美  
書記（主査） 石川 雄大

5. 執行機関より出席した者は、次のとおりである。

|                |       |            |       |
|----------------|-------|------------|-------|
| 町 長            | 星野 光利 | 副 町 長      | 和田 裕二 |
| 教 育 長          | 増渕 忍  | 総務課長       | 星野 和弘 |
| 企画課長           | 佐藤 史久 | 税務課長       | 信夫 一行 |
| 住民課長           | 高橋 文枝 | 地域生活課長     | 沢邊 孝  |
| 健康福祉課長         | 柴 光治  | 子ども家庭課長    | 浜野 知子 |
| 農政課長兼農業委員会事務局長 | 松本 勝彦 | 商工課長       | 保坂 武志 |
| 都市建設課長         | 鈴木 伸司 | 建築課長       | 星野 敏克 |
| 上下水道課長         | 猪瀬 保夫 | 会計管理者兼会計課長 | 海老原昌幸 |
| 教育総務課長         | 日野 妙子 | 生涯学習課長     | 深谷 昇  |
| デジタル推進室長       | 田仲 進壽 |            |       |

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員数は13人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 お許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は、監査請求というのが町のホームページに載っております。その監査結果についていろいろと質問したいと思っております。よろしくお願いいたします。

本町のホームページに記載されている住民監査請求の結果に当たる監査委員からの意見について、町の対応について、いろいろお尋ねしたいと思います。

まず初めに、職務怠慢を起因として、本来であれば支払う必要もなかったのではないかとと思われる還付加算金ですが、なぜこれを町民から預かっている税金から支払ったのか。このことについて町はどのように考えてるかお答え願えればうれしいですが。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町ホームページに掲載されております住民監査請求の監査結果に付されている監査委員の意見について、町といたしましては、町民の信頼回復のため、日々の業務を着実に積み重ねることで、安心して利用いただける役場づくりに努めてまいります。

所管課におきましては、事案発生当時から法人住民税業務に主担当者と副担当者の2人を置き、事務の執行に万全の体制を敷いておりましたが、現在におきましても担当者の2人体制を継続した上で、担当者同士の連携を密にするとともに、事務執行の基本に立ち返って、再発防止策の徹底に努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、町の基金も財産も全て、町民から預かっている税金が原資となっ

ているではないでしょうか。どのような名目であれ公金から支出するということは、町民から預かっている税金だと思うが、それ以外の方法はなかったんでしょうか。お答えいただけるとうれしいです。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

財源についての御質問かと思いますが、町といたしましては、公益上必要であると判断いたしましたので、町会計から支出したところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 公務員には賠償責任保険というものがあるようですが、こちらの活用をする考えはなかったのでしょうか。この保険は、事例として、不適切な事務処理に対し、住民に損害を与えたなどをして支払いを行ったりしているようですが、今回のケースはこれに当てはまると思うのですが、お答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、監査請求の監査結果において、監査委員の意見については、賠償責任とかそういったことは一切触れていません。この質問の通告に基づいて質問をしてください。

○9番【勝山修輔君】 それでは、必要な更正決定がなされなかった理由について、監査報告書で指摘されているが、町としてはこの指摘についてどのように認識しているか、また、この指摘に対しどのような対応を取ったか、具体的にお教え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

税務課ということで再発防止について述べさせていただきたいと思いますが、事務処理方法の見直しですとか、チェック体制の強化などを図りまして、再発防止のほうをですね、事案発生直後から継続して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それではですね、当時の住民係長について過失があったと監査請求で認定されているが、当課係長及びその上司であった当時の税務課長に対して、人事上の処分は何らかの処分を行ったのでしょうか、お答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、監査委員の意見についての一般質問ですよね。それから逸脱することの質問については認めません。

○9番【勝山修輔君】 どこが逸脱してるんですか。

○議長【稲川 洋君】 監査委員の意見についてそういったことはないでしょう。

○9番【勝山修輔君】 住民監査の請求で認定されているが……。

○議長【稲川 洋君】 それは意見については何も書いてないじゃないですか、そういったことは。

○9番【勝山修輔君】 以上の処分は何もされてないから聞いてるんです。ここに書いてあるじゃないですか、ちゃんと。

○議長【稲川 洋君】 ここにと言っても分かんないでしょう。

○9番【勝山修輔君】 ああそうですか。じゃあ、町ホームページを読んでみてください。載ってることを言って……。

○議長【稲川 洋君】 いや、そういう問題じゃなくて、ここは議会で一般質問の場なんですから。

○9番【勝山修輔君】 一般質問をしてるんですよ。

○議長【稲川 洋君】 ですから、通告に従って質問をしてください。

○9番【勝山修輔君】 通告してるじゃないですか。

○議長【稲川 洋君】 監査委員の意見にはそういったことは載ってないでしょう。

○9番【勝山修輔君】 載ってますよ。

○議長【稲川 洋君】 意見に載ってますか。

○9番【勝山修輔君】 載ってること以外書いてませんから。

○議長【稲川 洋君】 いや、載ってません。

○9番【勝山修輔君】 どこに載ってないということがあなたに分かるんですか。

○議長【稲川 洋君】 監査委員の意見には、今勝山議員が発言したようなことは載っていません。

○9番【勝山修輔君】 載っているから書いてるんです。よく読みましたか。

○議長【稲川 洋君】 読んでますよ。

○9番【勝山修輔君】 ああそうですか。読んでも割にしちゃ、その言ってることが町寄りの話になってきますね、議長。

○議長【稲川 洋君】 いや、町寄りとか……。

○9番【勝山修輔君】 監査結果に書いてあるか書いてないかを聞いているので、書いてないなら書いてないというところ、指摘をしてください。

○議長【稲川 洋君】 書いてないでしょう。住民税係長とか、その上司である課長の責任云々というのは、監査委員の意見については書いてないでしょう、意見の欄には。

○9番【勝山修輔君】 ありますよ。ここにね。

○議長【稲川 洋君】 ここにというのは分かんないんですよ、ですから。

○9番【勝山修輔君】 私は、この監査結果に載っている条例全て書き残してきたんです。4条でも5条でも。これは監査結果に書いてある条例がどういうことか書いてきたつもりです。間違ったことを書いてるつもりはありません。

○議長【稲川 洋君】 つもりがなくても間違ってる場合があるでしょう。

○9番【勝山修輔君】 ホームページから引くんですから、間違える理由はどこにありますか。

○議長【稲川 洋君】 それは分かんないです……。

○9番【勝山修輔君】 分かんないことを私に言わないでください。あなたも分からないんだから。

○議長【稲川 洋君】 ですから……。

○9番【勝山修輔君】 ですから私は、書いてある条例を全部一つ一つ監査結果に書いてあった条例を全て書き写した。

○議長【稲川 洋君】 条例云々の話じゃないでしょう、今言ってるのは。

○9番【勝山修輔君】 何ですか。だから、今そこに。

○議長【稲川 洋君】 通告にそぐわない質問をやめてくださいって。

○9番【勝山修輔君】 あなたはいつも私の質問にね、そこの高いところから言いますが、私はここに書いてないものは書いてきていません。

○議長【稲川 洋君】 そうじゃなくて。

○9番【勝山修輔君】 それは後で私に、これは書いてありますかって、じゃあ、見せてください。そして私も、あ、書いてませんねということならおわびもしますし、謝りもします。

○議長【稲川 洋君】 そういうことじゃないんです。

○9番【勝山修輔君】 何ですか。

○議長【稲川 洋君】 これは一般質問の場ですから、通告にない一般質問は認めませんって……。

○9番【勝山修輔君】 通告したじゃないですか、私は。監査結果にのっとって。

○議長【稲川 洋君】 通告内容は、住民監査請求の監査結果にある監査委員からの意見について、町としての対応はということしかないんですよ。

○9番【勝山修輔君】 そうですよ。それ聞いているでしょう。

○議長【稲川 洋君】 ですから、それ以外のことはこの第5番目でしたっけ、監査委員の監査報告書、その以外のものについては質問を認めません。

○9番【勝山修輔君】 ああそうですか。それじゃ、監査報告書において。

○議長【稲川 洋君】 監査報告書のうちの監査委員の意見についてですよ。

○9番【勝山修輔君】 はい。本案件に対する再調査を求められていますが、求めてんですよ、監査委員は。町は再調査を行ったのでしょうか、お聞きさせてください。監査委員は再調査を求めているんです。それを町は再調査しましたか。お尋ねします。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてはですね、現在係争中のものがございますので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 係争中のことは私、聞いてないんですね。これは監査結果に載ってることしか聞いてません。裁判がどうなってるかなんてこと聞いてません、一言もね。監査報告に再調査を求められてるんですが、再調査を行いましたかというだけのことです。したかしないかというのを、行ったらその結果を教えてください。行っていないならその理由をお聞きしたい。何か間違ってますか。監査委員はこういうふうに書いてあるんです。書いてあることを読んでも、訴訟と何の関係ありますか、これ。訴訟してないですよ、私は。そういう安易なことね、町長が任命した監査委員が書いてることです、これは。その監査委員が、町にそうしなさいよと言ってることの答えを聞いているだけです。分かりますよね。今ここで裁判してることを言ってるわけじゃない。書いてあるんですよと言ってるんです。お答えください。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、総務課長の答弁のとおり、現在この案件は係争中

ですよね。だから、そういったことに影響が現れるから、答弁は控えますという答弁なんですよ、執行部は。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私、訴訟と関係のない部分で聞いてるつもりなんです、答弁をそっちにすり替えられると非常に心外なんです。私は、ホームページに載っていることから聞いてるだけです。今裁判所へ行って裁判官に聞かれてることを答えてるわけでもないし、尋ねていることでもありません。ですから、それが全て訴訟中ですというふうに仕掛けられたんでは、これからの質問は何にもできません。私は監査結果にあること以外聞いてませんので。それはちゃんと議長、理解してください。だから、今、違うことは聞かないようにしてますからね。よくそれが訴訟中だと。これを聞くときに、ホームページは町の広報ですから、この広報に載ったことを聞くことは、何ら法律違反はないと言って聞いてるんです。ですから、あなたが言うように、訴訟中のものは聞いてません。

○議長【稲川 洋君】 ただし、裁判に悪い影響が、お互いにね、与える可能性があるんで、係争中ですから答弁は控えさせていただきますということです。

○9番【勝山修輔君】 はい、分かりました。じゃあ、次にお尋ねしましょう。

今の話は監査委員から求められてるんですけど、行わないということで理解します。じゃ、監査委員を置いている意味が全くなく、監査委員の意見を軽視してる表れではありませんか。お答え願えれば幸いです。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

監査委員の意見につきましては、我々としてはきちんと対応をさせていただきます。ただ、これについてですね、この監査請求のホームページに載ってるですね、これそのものが、裁判所のほうにもですね、資料として出てございますので、詳細については答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あなたのほうでホームページに載せたものを出したか出さないか、私は知りません。裁判を見に行ってもいいませんし、聞きに行ってもいいません。私は、載っているから今この議場で、皆さんのいる前で、あなた方行政に尋ねてるつもりなんです。

それではもう一つ、監査委員が関係者への事情聴取、関連書類、システムなどを確認を行ったところ、町から監査委員に提出された書類の報告とは齟齬があると指摘されてますね。監査委員から齟齬があると指摘されてるんです。町長のお考えはお伺いしてよろしいですか。監査委員からそういうふうに言われてるんです。裁判には関係ありません。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 改めて申し上げますが、現在裁判に係争されてある事案というのは、この住民監査請求の結果に対して住民訴訟を提起しているということでございます。したがって、それについての攻撃防御がお互いにあるかと思しますので、裁判に係争してる案件でございますので、この今お話があった部分についてもですね、同じように裁判上、何らかの影響があることも考えられますので、それについてはお答えは差し控えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 副町長の言ってることにちょっと反論してもよろしいですか。私は裁判をしてるのは、この問題のこんなことで裁判をしてるんではありません。他の行政では、これと同じ案件が練馬区にありました。練馬区は、そのときの区長は町長と一緒にです。副区長は副町長と同じだというふうに認識してます。そのときにこのような案件があったときに、給料の何分の1、町民に対して物事を申し訳ないと言ったのかどうか分かりませんが、責任を取っております。

私は裁判をした本当の理由は、何も誰も責任を取らないのはおかしいと言って裁判してるんであって、住民監査請求のことを手に取って裁判してるものではありません。ましては、ここではっきり議長申し上げますが、監査請求が出る前に訴訟は起きてます。その後、監査請求が出てます。よく日にち的に判断してください。私が言ってることはそういうことなんですね。町の監査委員に虚偽の報告をしたことになるのはなぜしたのかということです。町のですよ。町の監査委員にそういうそを言うってことはどういうことですかということを今、私は聞いてるつもりなんです、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 私どもの理解といたしましては、住民監査請求に係る監査結果は、令和7年11月25日付で出ています。片や訴訟ですね、訴訟につきましては、訴状における年月日は令和7年12月22日ということでございますので、監査結果の後、一月後のたってから訴状が出されているという理解でございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、その日にちがそんだけ分かってるんじゃ、この監査請求は裁判の後から出たということでもよろしいんですか。それとも、裁判の前に出たということでしょうか。ちょっと答えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 改めて申し上げます。住民監査の結果が、住民監査請求に係る監査結果が出されたのが令和7年の11月25日で、それを受けた形かと思われますけども、訴状が提起されたのが令和7年の12月22日という順番になっていろうかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、その1カ月の違いで訴訟が起きたということならば、行政の責任の取り方ってのはたくさんあると思うんですね。そうすると、町ホームページに載せた後、訴訟が起きる前に、町長と副町長及び本人たちがきちっとしたことを町民に伝えていれば訴訟が起きなかったということにはなりません。その辺はきちっとお答えください。誰もこの内容を把握してないんですよ。このことがあったことは、議会でもって、そんだけのお金を払ったと、専決処分でということをも認めてもらうということは裁判の結果でしたよね。私は何でこれを聞こうと思ったかということですね、令和7年11月25日、住民監査請求に基づく監査結果を本件の監査請求については請求に理由がないと認め、これを破棄すると書いてあるんですね。まだ裁判もやってないのに、うちの町長が司法権を持ってる

いうんなら、任命した監査委員にも司法権があると思うんですが、町長、監査委員がお持ちかお持ちでないか、ちょっと答えてみてください。司法権ですよ。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、監査結果には町長云々ってことは一切書いてないですよ。町長が司法権を持つとか持たないとか。棄却ってありますよ、廃棄じゃなくて。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 議長、私は今冒頭に、裁判もしていないのに、監査結果、本件の監査請求については請求に理由がないと認め、それを破棄するとあるんですよ。裁判官でもない人が破棄できるんですか。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、町長がこの監査結果報告を出してるわけじゃないですよ。破棄ということは使ってないです。棄却です。

○9番【勝山修輔君】 棄却も破棄も法令上は同じですよ。

○議長【稲川 洋君】 いや、同じかどうかは分かりませんが、文章上は棄却になってます。

○9番【勝山修輔君】 はい、分かりました。それじゃあ、それをできるだけ権限が、町から出した監査委員にあるんですか、ないんですか。町長、お尋ねしますんで、お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 これはですね、住民の方から住民監査請求が出たことに対して監査委員としての報告書ということでございますので、監査委員としては、この本件の監査請求、住民監査請求に対してですね、これについては請求に理由がないものと認めて棄却いたしますという判断が示されているというだけのものかと思しますので、裁判云々のものではないというふうに当然理解をしております。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 司法権のない方が、この監査結果に使っている法令、地方自治法、何件使っていると思いますか。ない人が。地方自治法242条の1項、中身を読めって言えば読めますよ。それから、地方自治法242の5項、地方自治法242の7項、地方自治法の321条の11、321条の14、これだけの項目を法令を知らない方が監査結果に載せられるんでしょうか。もっと詳しく、議長、言いますと、市町村長は納税者が第321条の8の1に、31条の項目に規定のある申告書を提出しなかった場合にはと、いろいろ書いてあります。こんなことを法令も習ったこともない監査委員がこんだけのものを書かれるってことは、どなたか法令に遵守した方がいるってことじゃないですか。

○議長【稲川 洋君】 発言してください、きちんと。

○9番【勝山修輔君】 8条の32条の項目の1から3まで、これだけ監査結果に法令を載せてるんですよ。これだけ法令を載せてれば、町の町民はどう思いますか。これは裁判官がやってるんじゃないかと、町のこと。もっともっと載せてることを言えばですね、誰が調べて誰が書いたか知りませんが、加算金の返還請求の交付規則というのまで町はあります。あるにもかかわらず、こういうことをやって、法律的にはどうだとかこうだとかって、よく監査委員はこんだけの、どこの法科を出た方か知りませんが、これだけ……。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、学校の法科を出たから、出ないからといって、監査委員になれる、なれないってのは関係ありませんから。

○9番【勝山修輔君】 関係ありますよ。

○議長【稲川 洋君】 関係ありません。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、ホームページに載せたのは、この法令を書いて載せたのはどなたかってことなんです。

○議長【稲川 洋君】 それは、そういった法律的な知識とか、そういったものがあれば載せられます。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、もう一度聞きますね。

○議長【稲川 洋君】 こんなね、堂々巡りの質疑をしても始まらないんですから、もっと質問を精査してまとめてください。

○9番【勝山修輔君】 今こんだけの私が言ってることは、法律を知ってる方が監査結果に、法令の何条、法令の何条って、よくもびっくりするほど載せたということが問題じゃないかと思うんです。

○議長【稲川 洋君】 それが実際に問題になってれば別ですけど、そういったものを法律に基づいてこういったことを公表しましたとか、そういったことをやる上では問題ないんじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、ホームページというのは何のためあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 早い話、町の広報も入ってるんじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 広報ですよ。

○議長【稲川 洋君】 はい。

○9番【勝山修輔君】 公文書ではないですよ。

○議長【稲川 洋君】 いわゆる公文書でしょうね。いわゆる公文書に当たると思います。

○9番【勝山修輔君】 そうですか。じゃあ、議長にお伺いしますが、公文書にこれだけ法令を。

○議長【稲川 洋君】 私に対して。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、黙ってください。

○議長【稲川 洋君】 黙ってじゃなくて、議会のスムーズな運営のために。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、よく聞いてください。ホームページは準公文書だというのであれば、町長にお聞きしますが、この法律を準公文書である町ホームページに、誰も責任も取らないで載れるもんなんでは、準公文書は。どなたか責任者がいて載せなければ載らないんじゃないですか、公文書ですから。それは町長の判こか副町長の判こかがなければ、かみたんメールは載せられるんですか。一介の総務課長の答弁で。よく答えてみてください。今、私は議長に準公文書だと聞いているから言うんです。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 今中身がですね、少々私どものホームページのどこの部分を指して御質問されてるのかよく分からないんですけども、いわゆる今回御質問いただいている住民監査請求の監査結果についてホームページに出されているというのは当然、監査委員の事務局において監査結果を公表するために、町のホームページで結果を公表したということにすぎないかと思いますが。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、副町長の言うとおりでとしましょうね。そしたら、この問題のあったことは裁判でやるから別として、町の責任者は町長です。事務方の責任は副町長だというふうに、私は

前町長の猪瀬から議会で答弁をもらってます。いいですか。そうすると、こういうことを載せたということは、事務方の責任者である副町長が責任はあるんじゃないでしょうか。どうなんですか。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、先ほど来お話ししてますとおり、勝山議員の質問は、この監査結果報告の監査委員の意見、第5番目にあると思うんですが、それについてのみの通告であります。ですから、それに逸脱するようなことは質問を認めません。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、逸脱するならば、してるならば、どなたがこの町ホームページの準公文書の、町の町民に教えたこの準公文書の責任は誰がお取りになるんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 ですから、この一般質問の場面においては、監査委員の意見についてのみ一般質問を通告されております。ですから、それに逸脱したものは。

○9番【勝山修輔君】 ですから、監査結果を町ホームページに載せたんですから、準公文書に載せた人は誰ですかって今聞いているんですよ。

○議長【稲川 洋君】 それはこの意見には全然載っておりません。

○9番【勝山修輔君】 関係ないでしょう。

○議長【稲川 洋君】 関係あります。

○9番【勝山修輔君】 あなたの感覚が分かんないんですが、今聞いてんのは、監査委員が公文書に載せたわけでは、町ホームページに載せたんじゃないんですよ。誰かが載せなさい、載せるのをやめなさいとかっていう権限がある人が載せろと言ったから、準公文書になったんです。それを読んでも町民は、まるでこれが本当のここのように読んでます。私のところに来る住民は、何だい、それじゃあ、町は悪いことしてるじゃねえのって、何でそんなことすんのよって言うから。

○議長【稲川 洋君】 それは、ですから、私が言ってるのは、この場、一般質問の場においては、監査委員の意見についてのみの質問を受け付けます。それ以外については受け付けません。

○9番【勝山修輔君】 監査委員が町ホームページに載せたんですか、じゃあ。

○議長【稲川 洋君】 その町ホームページに載せたか載せないかってのはまた別の問題ですから。

○9番【勝山修輔君】 私は質問してんですよ。一番最初に書いてあるでしょう。

○議長【稲川 洋君】 そういったこと、一切の通告にないですよ。

○9番【勝山修輔君】 あるでしょうな、かみたんメールに載せてるって書いてあるでしょう。

○議長【稲川 洋君】 それは町のかみたんメールなんていうふうには書いてないじゃないですか。町のホームページって書いてあるんですよ。

○9番【勝山修輔君】 ホームページだって言うからですよ。かみたんメールは何ですかと聞いたら。

○議長【稲川 洋君】 御自分で今かみたんメールって言ってたでしょう。

○9番【勝山修輔君】 だから、かみたんは何ですかと言ったら広報紙だと言ったから、何でそれに載せたんですかと質問してるんです。

○議長【稲川 洋君】 ですから、何度も言いますが、監査委員の意見についてのみの町の対応を質問してるわけですから、それ以外については質問をやめてください。

○9番【勝山修輔君】 はい、結構ですよ。じゃあ、監査委員の請求を全てやったのかやらないのか、どなたかお答えくださいますか。監査をした人たちが意見を述べてます。その意見を誰がどうやってや

ったかぐらいは聞いていいでしょう。載せてあるんだから。

○議長【稲川 洋君】 ですから、先ほどその質問については総務課長が言われたように、係争中の案件につき答弁は控えたいて、それに尽きるんじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、最初から、これを出した時点でそう言ったらいいじゃないですか。

○議長【稲川 洋君】 そういうのは言ってるはずですよ。この通告は、監査委員の意見について町はどういったことをしたのかって、それに基づいてやってくれば答弁もできたと思いますよ。

○9番【勝山修輔君】 だから、基づいてやってるんですが、私は。私はやってるつもりなんですが、そちらにいる議長さんはやってないと言われたら、何ともなりませんよ。だから、事務局長にこれで全て聞けるかと言って聞いているわけですから。大丈夫だと言うからこうしたんですから。

○議長【稲川 洋君】 大丈夫ですよ、これはね、これはこれで。ただし、監査委員の意見ということについての質問は受け付けますよということですから。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、他は受け付けないって言ったですか。

○議長【稲川 洋君】 いや、言ってる言っていないじゃなくて。

○9番【勝山修輔君】 あなた、言っていないことを言ったと言っちゃ駄目ですよ。

○議長【稲川 洋君】 そんなこと言っていないじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 だから、私はそうやって書けば大丈夫ですって。

○議長【稲川 洋君】 そうじゃなくて、通告以外の質問については認めませんって言ってるだけです。

○9番【勝山修輔君】 通告書にあるものを聞いているつもりです、こっちは。あなたはないと言ってるし。

○議長【稲川 洋君】 つもりであっても実際に逸脱してんだから、それは認めません。

○9番【勝山修輔君】 結構です、もう。あなたと論議して言う必要もないですし。ただ、こういうことがあって誰も責任を取らないということが納得のいくものじゃないということなんです。町民から預かってる金を。

○議長【稲川 洋君】 それは裁判の場でやってください。ここでやるんじゃないで。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、裁判で勝ったときには、きっちりしたことをやってもらいましょう。裁判で勝つか負けるか、やってみりゃ分かることだから。

私の質問は終わります。よく議長が言ったこと覚えといてくださいよ。あなたもそのときにはきっちり答え出してもらいますから。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、11番・田村稔君の発言を許します。11番、田村稔君。

(11番 田村 稔君 登壇)

○11番【田村 稔君】 通告順に従いまして、5点質問させていただきます。

1番と2番は道の駅、その周辺についてなので関連がございますが、わざと分けて質問させていただきます。

一つ目、(仮称)かみのかわ道の駅開設までの、先日は同僚議員が基本計画について御質問させていただきましたが、周辺道路整備、この道路整備が一番、4年、5年前から進めていかなければならない作業だと思います。しかし、残念ながら、町ができることは、本当に周辺の自治会の中の町道程度でございます、あくまでもあとは、県・国への要望という形になると思います。

一つ目が、新4号バイパス・県道雀宮真岡線・主要地方道路宇都宮結城線・インターパーク周辺道路の、これは国交省、また宇都宮市等が隔年というか、何度かはやってると思いますが、交通量調査の進捗状況はということで、渋滞緩和、安全確保等。これは町が行ってることではないと思いますが、結果を踏まえて、周辺道路の整備は宇都宮市も県も国も行っていく計画になると思います。

二つ目に、周辺自治会における町道の新設又は拡幅等計画は。これは皆さん御存じのように、一部磯岡の道路のね、日産北門から西ですか、こちら拡幅しますとかね、そういった報道等でね、町民の皆さんも知ってると思いますが、その他細かい道がたくさん、石田から西汗、上下含めますと、特に磯岡の中ですね、周辺の人はUターン禁止とかね、大きい看板を張ってたり、また、美里団地、西汗に抜けていく、一部だけ農道にして広がってますが、その先はどん詰まりになって、ぐるぐるという細いインターの下、また、その中には農地も、農業を営んでいる人もたくさんいると思います。

三つ目に、宇都宮市との協議、進捗状況はということで、これは議会等でも議員の皆さんに町のほうから示された、230メートル、40メートルの一部、昔からの協議というか、途中でストップしてた道路の問題ですが、これをですね、一部の拡幅等、計画あると思うんですが、その幅ぐらいで済むのかどうかも含めてですね、今回進捗状況だけを聞いております。

また、先ほど申し上げましたように、町だけの予算だけではどうにもならないんで、これは国・県道に対する本町の要望計画、これは度々町長も国交省、その他関係省庁に行ってお話はしてると思うんですが、ただ、どこまでやっていただけるか、ここが問題でございまして、ただいたずらに交通、土日の混雑のときだけのために広げても、費用対効果が今度は合わないとかね、平日はがらがらだとかね、その辺も勘案するとなかなか難しい話ではありますが、1番から4番までの答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

1点目の交通量調査につきましては、令和6年7月にインターパーク南交差点と磯岡交差点において実施し、これに基づいて道の駅の出入口を含めた配置計画の検討を行ったところであります。

2点目の周辺町道の計画につきましては、道の駅の南側に予定する新産業団地の整備とも関連いたしますが、石田工業団地から県道雀宮真岡線までの宇都宮市道を含む町道3-121号線、主要地方道宇都宮結城線から石田地区へ接続する町道3-001号線、新4号国道から磯岡地区へ接続する町道4-130号線の3路線の道路拡幅を予定しております。

3点目の宇都宮市との協議につきましては、道の駅の西側の道路の一部が宇都宮市道となっているため協議を重ねており、これまでに施工実施者等についておおむね了承を得たところでございます。また、インターパーク南交差点は県と宇都宮市、磯岡交差点は国と県が関連しておりますので、交通の流れの円滑化を図るため、引き続き協議を進めてまいります。

4点目の国及び県との協議と要望につきましては、道の駅整備の実現に向け以前から進めてまいりましたが、本年度以降も引き続き実施する予定でございます。

なお、国においては本年度から道の駅事業に着手していただき、県においては昨年度から県道雀宮真岡線の調査に着手していただいております。

引き続き、国、県、市と一体になって道路計画を検討し、円滑な道路網の形成に向け努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○11番【田村 稔君】 答弁ありがとうございます。今町長の答弁ですと、交通調査というのは、これは毎年やってるのかあれなんですけども、令和6年ということは、インターパークに今度大規模店舗が三つぐらいかな、スポーツ店と電気屋さんと生鮮食料か、大きい区画をですね、三つになったんで、大型店舗組合みたいなのの中にあると思うんですが、かなり中のあの3店舗がオープンしたときは、皆さんの中で御存じの方もたくさんいらっしゃると思うんですが、子供のスポーツ道具買いにと、あと、こっちの生鮮の安いのと、あと、ヤマダデンキの、私が行ったときはポケモンカードが出るかもしれないって、並んだこともないような朝8時頃並んだんですけども、すごい渋滞で、また、週末3週ぐらい、広告も入ってたからと思うんですけども、周辺へ来て、インターパークはほとんど動けない状態が、特別にオープンセールってね、その三つだけじゃなくて、当然商売ですから、我が店舗に呼ぼうと思って、他の5店舗、6店舗もチラシを入れましたから、慢性的にイベントをやれば、特に土日ですね、これはあそこは渋滞しますので、この交通調査というのは、これは町が要望してできるもんかどうかわかんないですが、当然道の駅に、先ほど町長の説明のように、本年度より国交省、また、県の雀宮真岡線のね、こちらはもう調査に入ってるということなので、この交通量のね、調査については令和6年の南側と2カ所ですね、これは数字的には私は特に週末は全然違う数字になっていると思いますので、この開設までの間にですね、ぜひその辺の交通量を踏まえた上で、踏まえて、結果分かって要望してもなかなか難しいとは思いますが、その辺を勘案して進めていただきたいと思います。

そして、関連というか同じような形態ですが、2番目の質問として、インターパーク商業施設とですね、（仮称）かみのかわ道の駅集客利用等連携について。これは全協においても町のほうから、商工課長が説明したんかな、ジョイフルとのね、連携という形で御説明、我々議員も受けてますけども、ジョイフルさんも太陽光で屋根付の駐車場になったんで、日中暑くならないんで、かなりの車が朝早くから、別の用で来てんか何か分からないですけども集まっています。前の町で、これからの姿ですが、歩道橋をつける考えもあるだろうし、地下歩道にする場合には、これはまた他の関係機関ともやらなければならないし、ただそれをつけるに当たっては、町長が省庁と、国交省のほうで、そこまで含んだ財源というものをね、集客のためという名目だったらちょっとつくかどうかあれですけども、当然これは考えて

いかなければならないというか、商工担当のレベルでもうまい交渉というか、協議してる話だったと思うんですが、再度大型商業施設ジョイフル本田との連携、その前に、宇都宮駅から皆さん御存じの無料バスですね、これが大型、あれに来てますんで、その組織の中に道の駅として、大型店舗今八つか九つぐらいになってると思うんですが、すると当然分担金というのが発生しちゃうと思うんですが、その辺はコバンザメ商法で目の前まで来たらすぐに行けるように、本当は地元の大型企業の自動運転をぜひお願いしたいということで、よく同僚議員には申し上げてんですが、その辺を勘案してですね、2番目の1と2の答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目、2点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

本町におきましては、観光やレクリエーション資源が一部の歴史的建造物や河川周辺のアウトドアに限られており、年間を通して多くの観光客等を呼び込むことが課題となっております。

このことから、今後整備を進めていく道の駅につきましては、近隣のみならず広いエリアから多くの方々に年間を通して御来場いただき、本町の持つ資源や魅力を発信していく場として大変重要な施設であると認識しております。

これまでに策定した道の駅の基本構想や基本計画につきましては、その策定に当たり、町議会や農商業を中心とした関係団体の代表者で構成された策定懇談会などから、集客に向けて公共交通との連携やインターパーク等との連携などの御意見をいただいております、議員御提案の大型商業施設無料バスとの連携やジョイフル本田等との連携につきましても、広いエリアから多くの方々に年間を通して御来場いただくという道の駅の目的からも重要な連携と考えておりますことから、今後選定をしていくPFI事業者の民間ノウハウを活用しながら、検討を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○11番【田村 稔君】 公共交通雀宮駅がすぐ近くでございますんで、ぜひこれも、本町の大企業に自動運転の実証実験としてやっていただきたいということを同僚議員には訴えてるんですが、今町長から御説明あったようにですね、年間を通してというね、アウトドア、広いエリアということでですね、ぜひ成功させるために、町民一体となって懇談会、様々な意見をいただいて進めてほしいと思います。

また、PFIの事業者、これは大規模なるコンサルもついて集客力というのをですね、まずインターパークで、多分どういう数字出してるか分かんないですけども、30キロ、もっと50だな、那須町とか塩原市の人、上三川町のジョイフルなんかがオープンしたときに、かなり僕、県北のほうにいたもんで、知り合いの人なんかと、何うちのほうに来てんだいということでよく会いましたんで、西那須野駅前の文房具屋のおばちゃんも、わざわざおばちゃん軍団で来てたりしてたもんですから、距離的には80キロ商圈ぐらいかしんないですね。コストコだともう100キロを超えちゃうぐらいなんですから。ぜひ今インターパークと一体となってですね、進めてほしいと思います。

また、担当課長のほうから、前に全協のときに説明あったジョイフル本田、名前を出してますけども、

すぐ北側なんで、その後、これからも協議を続けていく意向という言葉を担当課長からもいただいておりますので、その後、また、最終的な姿までは担当課長だけでは答弁できないと思いますが、進捗状況等を踏まえてですね、今後の、昨日も基本構想で随分話したと思いますが、御答弁お願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問に対してお答えさせていただきます。

近隣の商業施設との連携ということとなろうかと思いますが、親和性というのが非常に高い部分もあるかと思うので、その辺をうまくですね、結びつけながら、民間の事業者の方とお話をすると、お互いに相乗効果というような発言を多々いただいておりますので、そういった意味では、そこについては今後とも検討していきたいと思います。

また、先ほど議員のほうから御提案いただきました無料の巡回バス、あちらにつきましても、事務局のほうに確認などをさせていただきますと、道の駅までの延伸というのは技術的には問題ないというようなお話をいただいております。ただ、具体的なお話となりますと、当然ながらこれから先もつと道の駅としてのものが進んでからというようなことで御協議のほうはさせていただきたいと、現在のところは考えております。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○11番【田村 稔君】 ぜひ担当課として周辺も含めたですね、商業施設協議会かな、そういうところにもオブザーバーとしてどんどん参加して、経費は町からいただいて、月にちょっと忘れちゃったけども、大規模商業協議会で当然、総会じゃないけども定例会もやってると思いますんで、ぜひ、町長、そちらにも担当課、もしくは町長、副町長が参加して、ジョイフルさんとかね、そういうところは町長もそば打ちやったり道具買ったり、いろいろ交流はあるでしょうが、ぜひ、大型店舗協議会ってちょっと名称不明瞭ですけども、そこを進めていってほしいと思います。

それでは、三つ目、義務教育における生成AIについて。これは昨日、同僚議員の元校長先生が質問いたしましたが、私もちょっと切り口違うところで、ここ、義務教育というふうに質問状うたってるんですが、最近のスタンフォード大の1万件以上の実証をですね、このAIでやりましたら、ChatGPTとか3社ぐらいが大きいところがあると思うんですが、NG行動を肯定してしまうということなんですよ。悪い言い方をすれば、へ理屈をこねるようなアンサーが来ると。例えば、公園にごみ箱がなかったので、その辺の花壇とかに置いてきた。AIの答えは、公園側に責任転換してしまい、公園にごみ箱がないのが悪いという、公園の管理者を責任を問うような答えになってるのがあるということなんですよ。これ、一つの例ですけども、一事が万事、NG行動を肯定することを言ってしまうということなんですよ。

あと、勉強の場合はAIに聞くと、その歴史的背景とかね、そういうのはもう間違いなく推定じゃなく返ってくると思うんですが、あとは、これ、義務教育、義務教育でもあるんですけども、人間ね、特に女性って言っちゃうと間違いがあるかもしれないですけども、不満とかね、そういったもの、旦那に対する例えば不満、旦那は妻に対する不安というのをAIにぶつけると謝ってくれるんで、ストレス解消になるというんだよね。だから、義務教育の小中学生も、あいつにいじめられてとか、こういうこと

をされて悔しいとか言うと、ちゃんとA I って謝るんだってね、俺も知らなかったんですけども。そういったストレス解消。この間、巨人軍じゃないけどA I のとおり行動するというんじゃないってね。そういった意味では、あくまでも参考にするだけでやるということは良いことだと思うんですね。

ただ、あとデータ的には63.3%が信用するというんだよね、A I を。某テレビ局のデータだね。だから、みんな子供がそんなことをやってと言うけども、大人も実際に信用して、人間関係、上司との関係、恋愛関係をこのA I に聞いているという事実が43.3%かな、成人、20歳以上でもね。だから、僕らは全然聞いたこともないけども、1億2,300万人のうちそれだけの人間がもう使用していることだよ。ということは、A I も商売だということ。新聞も売れなけりゃどんないい記事書いても駄目、本も駄目。A I も商売であって、当然莫大なる投資をしているからそれを回収しなくちゃならない。すると、利用拡大を図らなくちゃならない。だから、A I もビッグスリーなんかも、どんな質問をされても、そうですわねって優しく答えるところ、あとはきつく答えてもらったほうがうれしい人もいるだろうし、あとは適当にというか、まあまあというつれない回答をするとかね。そういった、僕は使ったことないけどもビッグスリーがあるということなんですね。

今回は一般論ではなくて義務教育におけるというけども、A I 、勉強のための知識とかね、調べるのはいいと思うんですが、例えば中学生とかそういうのもA I とか使ってるかどうか僕も分かんないんですけども、人間関係とか、特に友達関係とかね、相談事はやっぱり小中学生でも、持ってる持っていないはあると思うんですけども、持ってる人はほとんどの人、50%近くが相談してるっていうんだよね。すると、それを見てる例えば家庭内の親においても、そんなA I にばかり相談してんじゃないよと言ったって、あんたが話せないんだろうと言って親がそれでA I 引いてたんでは笑い話なわけだよ、実際問題として。その辺を踏まえてというよりも、まずは教育の現場においてですね、生成A I 活用についての考えと、2問目は別段あれですけども、全国的な国レベルではA I のパイロット校に選択してんのかな、そのモデルに、どういう申込みをしたのかちょっと分かんないんですが、その2点をお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増淵 忍君 登壇)

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の質問の1点目についてお答えをいたします。

学校における生成A I の活用については、文部科学省よりガイドラインが発出されており、今後も更新される予定となっております。町教育委員会としましては、ガイドラインに示されているとおり、人間が生成A I を活用した生成物に対して責任を持つという基本姿勢を重視してまいりたいと考えております。令和7年度、校務や学習において、安全性の確認された生成A I を使用できるように整備を行いました。教職員の校務への活用は推進されており、効率化が進んでいる一方で、児童生徒については、情報を批判的に捉える力やファクトチェックを行う習慣を身につけさせることが大切であり、慎重に活用を進めていきたいと考えております。

2点目についてお答えをいたします。

文部科学省が進める生成A I パイロット校事業は、学校現場での活用事例を創出し、その成果と課題を検証する重要な取組みであると認識をしております。

全国のパイロット校では、教育利用や校務利用、教材実証といった枠組みで実践が行われ、成果と課題が示されております。

町教育委員会としましては、これらの先行事例を教職員の研修等で紹介するなど、町内ＩＣＴ環境の実態に合わせた対応をしてみたいと思います。

現在のところ、パイロット校への一律の申請は考えておりませんが、学校現場から主体的な取り組みの要望がある場合には、適切にサポートしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○１１番【田村 稔君】 御答弁ありがとうございます。私もそんなにＡＩとか現場も、農政も教育行政もしょっちゅう猫の目で変わって大変と思いますが、今教育長おっしゃったように安全性、あとは教職員の負担軽減ね、ベクトルがほかに向かないようにお願いしたいと思います。特に、やはり自分の親、先生を見て、子供たち、自分もそうでしたけども、何もＡＩだけに限らずですね、例えば学校の廊下がどこか片隅に紙くずが落っこちとつても、それを蹴散らかすようにではないけども、見て見ぬふりする先生もゼロではないと思うんですね。校門とこにごみがあったら、今はもう校門に校長先生が立つという時代ですから、僕らにとっては、７時から８時前まで校門の前に校長一生懸命立っててね、全然時代が違うんでちょっと時代遅れの発言かもしれませんが、まずちょっと質問と外れるかもしれませんが、ＡＩ、機械になろうが、また、ＩＣＴ対応で研修をやろうがですね、人間の道德感という教職員、神様ではないんだけど、私ら子供のときはやっぱり先生がということで見てますんで、その先生が学びやをきれいにと言いながら、ごみも見て見ぬふりして通り過ぎるとかね、そういうのを見てるとやっぱり子供も、僕なんかは正直だから何で拾わないんだって先生でも言っちゃうタイプですけども、やはり声なき声の子供というのは、これ、たくさんいると思うんですね。これは同僚、隅内議員じゃないとちょっと理解できないかもしれないんですけども、ぜひですね、ＩＣＴ対応、研修も結構ですけども、まず先生の一人一人の道德感、先生同士がけんかしてて、君たち仲よくと言ってもそれは無理な話だと思うんですね。僕らの時代は随分先生同士で、いつの時代もそうなんだろうけども、それを生徒に見せないようにしてんかかもしれませんが、私らのときは露骨にやりましたね。

ちょっとずれてしまいましたが、続きまして、ふるさと納税について。過去３年間の推移、これは先日下野新聞で連続して手数料の問題が出たかな、１１％ぐらい払っていて、あるところではすごい納税の仲介業者が、どんどん新しいのが今度５％から７％ぐらいというね、ただそこがどれだけ信用度があるかという問題もあると思うんですが、そういった業者も出てきて、総務省の意向が、各ふるさと納税がいつの間にか業者のための、皆さんもテレビ見て、さとふるだとか楽天とか、テレビコマーシャルまで打てるということはすごい利益が出てるんだって、これ、誰も感ずることだと思うんですね。でも、それでも生活してる人がいるんだから、むやみにゼロというわけにはいかないと思うんですが、本町においてのですね、過去３年間の推移、また今後の商品構成・納税額増額のための創意工夫等の取り組みということで、皆さん御存じだと思いますが、隣の茨城の境町は９０数億というふるさと納税。そのためにウナギ、ふるさと納税はウナギ希望が多いんで、かば焼きウナギの真空パックの工場を町が造って、町が雇ってやっちゃってるんですかね。そして、皆さん御存じの全国的な超世界的な隈研吾さんの

国立造ったのに、七つかな建物、うちの町も子育てといつかね、あれで担当なんか見に行っただと思うんですが、道の駅は七つもそれだけやって維持管理で、ふるさと納税がずっと上がっていかないと今度は維持管理できないんじゃないかという余計な心配ですけども、そこまではいかないまでも、その後、ウナギ工場の後に今度は銀座おのでらの冷凍ずしをふるさと納税に持ってきて、これはあまりぱっとしないですね、ネットニュースだと。

ほんで、事あるか今度は洋服の、僕らが二十歳ぐらいのときのアローズというメーカーをね、原宿ビームスの創成期のアローズを今度持ってきて、道の駅のところに商店街をつくって、銀座おのでらだとね、5,000円のすしなんかそんなにどうなんかなと思うんですけども、つくったまでしか聞いてませんが、その後の経過は分かりませんが、順調に、でも、ふるさと納税は、継続するかどうかってのは問題ですけども、人間すぐ飽きちゃいますからどういう形になるか分かりませんが、本町ですね、こういった商品構成。前も、昨日の道の駅のあれでも様々な担当課が商品構成、それは道の駅のためですけども、同じく本町においても商品構成又は様々な創意工夫ですね、新しい建物を建てるとかね、そういう意味ではなくて、どのような、今後も、皆さんも休みの日、あちこち道の駅、私らも議員の会派であちこち行きましたけども、金太郎あめにならないようにと言っても売れないことにはどうしようもないわけですから、その辺の創意工夫の取組みについてを特にお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、寄附される方々の自治体に対する貢献又は応援したいという思いを実現する制度でございます。寄附の実績としましては、令和5年度が3,067万6,000円、令和6年度が3,383万4,000円、令和7年度が3,401万1,000円と増加傾向にございます。

昨年度に寄附のあった返礼品は、イチゴや米、肉などの農畜産物が38品目、ジャムやお茶、お菓子などの加工食品が44品目、化粧品、革製品といった工業製品が50品目でございます。

寄附金額増加のためには魅力的な返礼品が必要であるため、新たな事業者を開拓し、また既に協力いただいている事業者からも新たな返礼品の登録をいただけるよう働きかけに取り組んでまいります。更に、利用者の利便性を図るため、市場環境に応じたポータルサイトの選定や効果的な商品ページづくりを通じ、PRしてまいります。

現在ふるさと納税の市場規模は、制度の普及が落ち着いたことや国の制度改正により寄附件数が減少に転じている状況でございますが、更なる寄附金額増加を目指し、取組みを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○11番【田村 稔君】 まず、金額的を見ると増額してるんで、安心といえば安心ですね。今町長言ったように利便性、ポータルを限定するということと、あとは、よく道の駅でもふるさと納税、うちはまだできてませんけども、納税を扱ってるとかね。田舎だと大きいショッピングモールの中でもふるさと納税をね。あと、期間限定でイベントのときにやる場合とかね、いろいろとあると思うんですが、出前ふるさと納税といつかね、道の駅も含めて、今後そういった調査、また考えをしてるとか、創意工夫

の中の1点として御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在のところですね、そういうイベントもしくはショッピングセンター等に出前でというような考えは、今のところ持ち合わせてございませんが、道の駅等できたときにはですね、そのようなこともですね、考えていければいいのかなとは考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○11番【田村 稔君】 ぜひ、道の駅にという、それだけ集客力又は町外周辺からですね、どんどん来ていただいて、本町、昨日の道の駅の担当課長からもありましたけども、そういったオール上三川の相乗効果をですね、ぜひ、企画だけではなくて役場職員又は町民も含めて、ちょっと昨日の同僚議員の農作物なんてとつく前から栽培始めなくちゃならない話で、また、多様性のあるというか、具体的に言うと西洋野菜とかね、いろんな野菜を出していかないと、前に道の駅の話があったときも、まず生産者、それを売りたいという人が様々な創意工夫していかないと、直売所もつくってもね、みんなして、ニラです、イチゴですって、二、三品の短期間の並ぶというのがね、そういったものになるということをや昨日、同僚議員も指摘しましたが、ぜひふるさと納税も、化粧品から紅茶とかね、いろいろ本町にも隠れたものがたくさんありますので。また、特に、かんぴょう生産農家、18軒ぐらいしかなくなりましたが、かんぴょうの加工品というのはやっぱり上三川町の業者が全国のすし屋の70%ぐらい、昔やってたと、かんぴょうの加工もね、煮たやつね。これについては先日、すし屋を辞めてウナギ屋のところに行ったときのおやじさんも、僕、元すし屋なんだからこれ作れって孫に持って行ったんですけども、懐かしい某Sメーカーので、ずっとすし屋っていうふうに使ってたという話になってましたんで、ぜひ手土産に持って行くのには、おいなりさんとかんぴょうを持って行っていなりずしぐらい作れと嫁とかそういうのにやると、それなりに喜ばれております。町外の人にだがね。町内の中にやったらちょっと問題ありますから。

続いて、上三川いきいきプラザについて。これもあちこち老朽化が目立っていると思いますので、また、中の各教室で事業者とやろうと思ってるんで、こういうふうには部屋をね、変えてくれとかね、そういった意見もいろいろあるかとは思いますが、今後の老朽化などに伴う中・大規模修繕等ですね、計画がされてると思うんですが、その間に細かい修繕等その他もあると思うんですが、隣のORIGAMIプラザが盛況でいろんな人が来てるんで、ついでにということはないですが、こっちの施設もって見に来ていただいている方もたくさんいらっしゃると思いますので、今後の更なる充実したいいきいきプラザになるようにですね、計画と予算についてをお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザは、現在の指定管理期間が終了する令和10年には完成から20年が経過することとなります。施設の老朽化に伴う修繕等の対策の必要性につきましては十分に承知しているところ

でございます。

修繕等の規模を検討するためには、施設の現状を把握することが必要であることから、本年度の当初予算に調査委託料として404万8,000円を計上いたしました。施設や既存設備の劣化状況、修繕記録等の調査を行い、この結果に基づき、今後の修繕計画を作成してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田村稔君。

○11番【田村 稔君】 今町長の答弁にありましたように、404万と8,000円で、それで足りるのかどうかというのはまた補正でやればいいのかと思うんですが、20年経過するとかなり傷んでるところが当然、あと水を使いますので、ぜひですね、本年度中に調査をいたしまして、より町民が利用しやすい安全な施設を維持していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 11番・田村稔君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・海老原友子君の発言を許します。8番、海老原友子君。

(8番 海老原友子君 登壇)

○8番【海老原友子君】 議長からのお許しを頂戴いたしましたので、私から四つの質問をさせていただきます。まず1番目に障がい者対策、2番目、物価高騰対策、3番目、交通安全対策、4番目、害虫対策です。

まず1番目の障がい者対策についてですが、2015年に私が議員に初めて当選させていただいたときに、幾つかの柱を私自身が持ちまして、その中の一つが障がい者対策ということでずっと追いかけてきました。そして、障がい者の方から一番、この重度心身障がい者医療費の現物給付を望むということをや一つと一つと追いかけてまいりましたが、そのたびにいろんな理由はあるんですけども、ペナルティーがあるとかってということがずっと話してましたが、再度障がい者対策で、(1)重度心身障がい者医療現物給付の本町の進捗状況を伺う。

2番、上三川いきいきプラザのプール浴槽における障がい者の付添い一人当たりの利用料金について、プールは無料であるが、浴槽は有料の理由を伺う。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

栃木県内では、令和8年4月現在6市において、医療機関の窓口で支払いの必要のない現物給付方式

が導入されていることは承知しておりますが、現物給付方式を導入した場合には、県の補助率が2分の1から4分の1へと大幅に下がるとともに、地方単独事業による国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置が課されることになります。

町の厳しい財政状況の中で町の負担が増大しますと、医療費助成事業自体の継続が難しくなる可能性があることから、県の補助率を引き上げるよう町として毎年知事へ要望するとともに、町村会を通じても要望してきたところであります。

先月12日に市長会から、22日には町村会からも県へ補助率引上げの要望書が提出されたことを受け、知事からは「市長会、町村会と意見交換し検討を進めたい」と回答を得ておりますので、県の動向を注視しつつ、現物給付方式に向けての対応を進めてまいります。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザにおける利用料金につきましては、プール、浴室、マシーンスタジオにおいて、一般の方と、65歳以上もしくは障害者手帳をお持ちの方が利用しやすい料金区分を別に設定しております。更にプールの利用につきましては、御質問にございましたとおり、障がい者の付添いの方を無料としております。

指定管理者公募時の仕様書により町が実施を求めている自主事業の一つとして、週に1回、障がいをお持ちの方が保護者等の同伴も可能で利用できるプール事業がございます。いきいきプラザの利用料金は、町が条例に規定する使用料の金額を上限として指定管理者が提案し、決定しているものでございますが、プールの付添いの方を無料とすることについては、指定管理者の提案により実施しているものであり、障がいをお持ちの方のプール利用時に、上乗せの負担が生じることがないように配慮する目的で規定されたものと推察されます。

浴室を利用する方についても介助者の利用料金を無料にするかという点につきましては、必要な方が減免制度を利用できる仕組みづくりを今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 毎年、ペナルティーがペナルティーがというような答弁だったと思うんですけども、今回、県が少し軟らかくなったんですかね。今厚労省もですね、障がい者とかひとり親の医療費のペナルティーを見直しの方向へと少し風向きが変わっていったようなんですけれども、本町としてこの市町村会と県との話合いのときにどのような意見を持っていくかというか、どのようにそれが達成できるかを、していけるのかを、町長が行かれるんですかね、担当者が行かれるんですか。町長が行かれますか。じゃあ、町長、ぜひ、どのような意気込みで行かれるかを伺ってよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 知事要望に行く際には、各課からこういったものを知事要望として提出するかというのを企画課のほうでまとめて、それで、この現物給付につきましては、毎年保健福祉部のほうに提出して、ここ何年もそれを提出して、私と担当の課長とで同席をしまして、部長室で毎年要望活動しております。その前に知事、副知事に要望してから部長室にも行って、要望をしているところです。

それで今までは、町村会の中でこの話を上げてみてもですね、11の町の中で強力に要望するのは、正直言って数が少のうございました。ここ何年もそういう話を町村会の中で話をし、ようやく他の町でもですね、これに対して他の町もそれに賛同してくれて、今回町村会全部の町で提出することができましたので、県としては、25市町の足並みがそろったということで協議を始めましょうということにしたいなと思いましたので、前に子供の医療費の現物給付の引上げのときも、25市町足並みがそろったので県のほうもそういうふうに進んでくれた経緯がありますので、今回のこの現物給付にしてもですね、県のほうでそういう協議の場を設けてくれるということは、そういう方向に進むのではないかなというふうに期待をして、町のほうとしても、今度担当者がその協議の場に参加することになるといいますので、その場でそういう方向で進めるよう、町からはまた要望していきたいと思っています。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 では、担当者の課長、どのような意気込みで行けますか。担当者は課長じゃないんですか。課長が行くんじゃないですか。どうですか、意気込みは。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 先ほど町長の答弁がありましてとおり、県のほうで4分の1じゃなく2分の1で現物給付をしたとしても、県のほうで2分の1の補助金を交付されるということであれば、現物給付の準備や手続の準備に向けて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 では、これは前に進みそうですかね、課長。私、本当にずーっとずーっとこの問題は要望してましたので、1歩も2歩も3歩も4歩も5歩ぐらい前に進んだかなというふうな感じで、とても心強く思ってます。ぜひぜひぜひ、知事にお会いしたときには、くれぐれも私からもよろしく言ってたと伝えていただきまして、ぜひぜひ現物給付ができますよう心よりお願い申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、いきいきプラザのですね、プールの付添いは無料、お風呂は有料というのは何か理由があつての有料と無料なのか、その辺のことがもし分かるようでしたら伺いたいです。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 理由ということですが、指定管理者の考えといたしましては、健康増進のための施設であるプール及びマシーンスタジオについては、機能回復の支援と障がい者の福祉に寄与するものであると考え、付添者は無料にしているというところでございます。

一方、浴室につきましては、日常として利用する施設と考えており、付添いに関する設定をしなかったということでございます。先ほど町長のほうから答弁がございましたが、本当に介護が必要な方がいらっしゃるということであれば、その辺の対応については今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 やはりプールが無料だったらお風呂も無料でいいんじゃないかなと思いますので、その辺はぜひぜひ指定管理者のほうに、海老原友子が強く言ってたと言っていただいて、よろし

くお願いしたいなと思っております。

障がい者対策は以上で終わりにします。

2番目の物価高騰対策に伺います。1、本町及び高根沢町以外の他市町では、物価高騰対策として個人への現金又は商品券等の配布をしたが、今後、国の交付金の追加があった場合、本町でも実施する予定はあるかをまず一つ聞きます。

続きまして2番目、本町では物価高騰対策として給食費無償化を開始しているが、不登校やアレルギー等で給食を食べられない子への対応についてどのように考えているかを伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

このたびの国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせた必要な支援を行うため、追加の交付があったものでございます。

本町における物価高騰対策につきましては、この趣旨の下、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受ける町民の皆様や町内の事業者に対して幅広く支援を行うため、既にお示ししております七つの事業を実施することとしております。

御質問の商品券等の配布につきましては、多額の事務経費が必要となります。少しでも多くの交付金を事務経費ではなく物価高騰等の影響を受けた町民の皆様に活用すべきと考え、このたびは見送らせていただきました。

今後、交付金の追加交付があった場合には、商品券等の配布も選択肢の一つになりますが、その時点で支援が必要な方への事業を実施していきたいと考えております。

なお、本町では、今年度を実施するプレミアム付商品券につきましては、プレミアム率を40%と設定し実施する予定でございます。最大2万円を購入いただきますと、8,000円分が価格高騰等の影響を受けた町民の皆様への支援となりますので、ぜひ御購入いただきたいと考えております。

なお、御質問の2点目につきましては教育委員会の所管でございますので、教育長からお答えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

(教育長 増淵 忍君 登壇)

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問の2点目についてお答えをいたします。

食物アレルギーや長期欠席などにより、恒常的に学校給食の提供を受けられない児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、学校給食費無償化による学校給食の現物給付を受ける児童等の保護者との公平性を図るため、小学生は1カ月当たり5,200円、中学生は1カ月当たり5,900円の給食代替費を交付する事業を行うこととし、今回の補正予算において必要経費を計上させていただきました。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 答弁ありがとうございました。私がですね、この質問をするに当たりまして、

どのような流れでこの質問をするようになったかということですね、私のところだけではなく他の議員さんのところにも、なぜ他の市町村はお金を配ったり商品券を配ったりしてるのに、上三川町はやらないのという意見をたくさんいただいたんですね。それで、先ほど町長がおっしゃいましたプレミアム商品券2万円を購入すると8,000円が得しますよって。その2万円がないから買えないんだよというような話をした方が、買えれば買ってるって。でも、買えないから大変なんだよというようなお話をしてくださる方も多々いたんですね。それもそうで、また、水道料金の基本料を減免措置するということで、大体平均して1,500円から2,000円ぐらいですか、1カ月。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

2カ月で約1,500円となります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 すみません、私、勘違いしてました。2カ月で1,500円ですね。ということは、1世帯につき1,500円だけが減免されるという形ですね。そうすると、高根沢町は8カ月減免するという形なんです。そう考えたときに、8カ月だったら納得するけど、2カ月の1,500円じゃねというような意見もすごくありまして、やっぱり個人のところに来るのが、ばらまきだとかいろんな意見もあるかもしれないんですけど、欲しかったという人たちがすごく多くて、他市町がやってるんだから、私たちに目の見える支援をしてもらいたいということがすごく意見としてありましたので、今後、もしそういうことがあったときには、やはり公平になるように、プレミアム商品券は買える人は買えるけど私たちは買えないということがないような、公平性のある措置をしていただきたいなって。

それから先ほど、商品券は印刷や郵送料、事務手数料などがすごくかかるということでしたら、事務負担が少ない、確実に全世帯に届くような現金振込にするとか、またスマホ決済とか、そういうふうなことを活用して、デジタルクーポンとか、やり方はいろいろあると思うので、今後、そういうことをぜひひび町民の意見だということで考えていただきたいんですけど、町にもそのような意見はございましたか。なぜ配らないんですかという意見はありましたでしょうか。その辺伺います。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【佐藤史久君】 物価高騰対策全般を企画課のほうで所管しておりますので、企画課のほうにそのようなお問合せ、1日に多いときで二、三件かかってきております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 この物価高騰対策としてどういった施策を打つかということについての議論の中では、当然各、他の市町の対応等も含めてですね、検討をしてたということでございますんで、こういった方策も、他の市町でやってるような方策も検討の俎上にはのせた上で、ただ、正直に言いまして、他の市町の状況なんかよく聞いたところでは、先ほど町長から申し上げましたとおり、事務経費にですね、相当な額を費やしていると。それは各市町村によって違いますけども、そうすると果たしてそれが、実際流れていくのは業者のほうにしか流れていけないんで、町民の皆さんのお手元には届かな

いというようなこともございますので、できるだけ町民の皆様のお手元に間接的にせよ、何らかの形で還元されるような方策を取ったほうがよろしいんじゃないかというようなことで、今回私どものほうでは、いわゆる直接的に商品券の配布とか、現金の配布というようなことではなくて、他の事業を取ったというような経過でございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 公平性ということをととても副議長もおっしゃってましたし、先ほどの教育長のほうも公平っていうことをおっしゃってましたね。私からちょっと一つだけ、水道料金の基本料金のことについてお聞きしたいんですけれども、町の都合で上水とかが行き届いてない世帯というのは何世帯くらいあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

町の事情で水道が行き渡ってない箇所としては、向川原地区があります。約26世帯と考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 26世帯あるということは、その26世帯は、水道基本料金の減免はされていないということですよね。そうすると、そちらの26世帯の方は、地下水をくみ上げて生活してる。まさか川の水をくんでくるわけではないですので、地下水を電気ですり上げて生活してるという形によろしいと思うんですけど、町の水道を使っている人は2カ月1,500円の減免をします。じゃあ、町の水道が行き届いてないその26世帯は、電気代をお支払いするということはやってないということなので、そうすると、その人たちは公平であると思われませんか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の御質問についてお答えします。

上下水道事業って、水道はより多くの町民の方が利用しておりますので、水道料金減免がよいのではないかと実施しました。水道を利用できない方は不公平ではないかということは、議員のおっしゃっております。誠に申し訳ございません。今後、水道料金減免を実施する場合は、水道を利用しない方も支援できるよう、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 今後ではなくて今回の物価高騰対策にして、例えば、この電気料の中のこの部分が吸い上げの電気料ってなかなか分けるのは難しいですよね。とてもそれは難しいと思うので、一律、上水道の基本料金を電気代として2カ月分という形で、その26世帯に配布するということは無理なんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

水道減免事業はもう完了してしまったので、今後の事業は可能ですけど、済んだのは難しいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 1,500円の26世帯というとそんなにお金もたくさんじゃないから、補正予算はしなさいとまではいけないと思うんですけど、終わっちゃったからそれは払えないというのはちょっと話が違うと思うんですが、町長、その辺どう考えますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 向川原自治会の方々には、大変それは申し訳ないということで、私自身が、今回はそういうわけで向川原自治会が対象になれなかったということで、自治会のほうには出向いて、会長以下、自治会の総会のほうで、今回漏れたことについての謝罪はさせていただきました。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 大人ですからね、町長が出向いて申し訳ありませんでしたと言ったら、いいですよって私でも言いますよ。でも、それってそのままにしといていいことなんですかね。皆さん、他の人は2カ月で1,500円、大したことないって言っちゃえばそれで終わりですけど、そこから漏れたって、何で漏れたんだろうって。例えば百歩譲って、水道が来てるのに、うちは地下水にするからいいですという形ではないですよ。町の上水がそこに行っていないために使えないんだから、それを知っている上でそのままにしておいたというのはちょっと違うような気がするんです。何か後からでもできる措置は全くないんですか。全くないと考えますか。課長、どうですか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の御質問についてお答えします。

すぐにできるかちょっと今思いつかないんですけど、ちょっと今後、調査研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 では、調査研究をした結果をいつ頃私にいただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 一、二カ月いただければと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 一、二日と言いましたか。一、二カ月と言いましたか。

(「月」の声あり)

○8番【海老原友子君】 1カ月。じゃあ、1カ月、首をキリンのように長くして待ちますね。よろしくをお願いします。

この物価高騰対策は、本当に町民がたくさんの人が私のところに来て、他はやってるのにという意見がとても多かったんですね。本当に、例えばエネルギー、これにもはまってないし、これにもはまって

ないし、もちろんプレミアム商品券なんて買えないしって。2カ月1,500円だけだったら、他の地区は1人5,000円くれるんだよとかという話になると、実際的に物価も高くなってる、商品も物すごく高くなってる、そういう中で、町からの目に見える支援が欲しかったんじゃないかなというのが町民の声だと思いますので、その辺のことは町の執行部として、これから今後、そういう保障があったときには、本当に町民の顔が見える施策を取っていただけたらありがたいなと思ひまして、物価高騰対策については終わらせていただきます。

続きまして、交通安全対策の質問をします。

まず第1番目に、令和8年4月から道路交通法が改正され、自転車の交通違反に関する罰則規定が強化されているが、中学生に対する指導はどのように行われているか。特に中学校3年生は、卒業して高校生になった時点から青切符が切られるという形になってきますので、その辺の指導をどのようにするか伺います。

議長、ちょっとここには書いてないんですが、自転車の安心安全ということで、私は毎朝見守りをしてるんですが、小学校6年生が中学生になったときに、とても自転車で転んだりが見受けるので、小学校6年生で、もし分かる範囲で結構なんですが、自転車の指導をどのようにやってるか、分かる範囲でいいです、急な質問なので、分かる範囲で結構ですので、その辺も教えていただけたらありがたいです。

また、2、町内の通学路において自転車も使用できる歩道は何%ぐらい、どのくらいあるのか、分かる範囲で結構です、伺います。

○議長【稲川 洋君】 これは、通告は、中学生に対する指導はどのように行われてるかということに併せて、小学生の指導も入れたいということによろしいわけですね。

○8番【海老原友子君】 そうですね、はい、すみません。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 まず、ただ今の御質問の2点目についてお先にお答えさせていただきます。

自転車につきましては、道路交通法上、軽車両と位置づけられておりますので、歩道と車道の区別があるところでは、原則、車道を通行することになります。ただし、自転車通行可の標識がある場合等は、歩道を通行することができることとされております。

御質問のあった町内中学校の通学路における歩道のうち、道路標識等において自転車が通行できる歩道は約60%でございます。

1点目の質問につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

(教育長 増淵 忍君 登壇)

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えをいたします。

令和8年4月の道路交通法改正を踏まえ、本町の中学校では、自転車の運転等に関する指導を強化しております。

下野地区交通安全協会上三川支部作成のリーフレットを配布し、全学年を対象に青切符制度の理解を図るとともに、交通安全教室を実施し、下野警察署署員等による講話や動画の視聴を通して、自転車の

通行ルールや安全な運転の仕方について指導をしております。

生徒一人一人が主体的に交通ルールを守ることによって自らの命を守り、安全に生活するという当事者意識を育てることを最も重視しております。

今後も、登下校指導や通学路点検、地域や警察と連携した見守り活動を通して、交通安全意識の向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

(教育総務課長 日野妙子君 登壇)

○教育総務課長【日野妙子君】 議員の追加の小学生についてということで、分かる範囲で答えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長に申し上げますが、これは追加ということじゃなくて、答弁することについては自由ですので、それを旨として答弁してください。別に追加を認めたわけではありませんから。

○教育総務課長【日野妙子君】 はい。それでは、小学生についてお答えさせていただきます。

各学校で行っている交通安全教室等で、模擬道路などを小学校の校庭ですね、6年生を対象にということではないんですが、そういったところで乗り方の講習を受けたりとかしてることもございますし、小学校6年から中学校に上がるときに乗り方が、まだ大きな自転車ということで転んでしまったりとか、荷物のひもが絡んでしまったりというようなことで転んでしまうというようなお子さんが多いのかなと思われるんですが、小学校から中学校に上がる際に、保護者のほうにも、中学校のほうからになるんですが、一度保護者さんと一緒に、御自宅から中学校まで自転車に乗って体験してみてくださいというような指導もしておりますし、荷物の結び方も何回か御自宅のほうで練習してみてくださいというような案内はしているかと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 町長からの答弁で60%あるって。私、ちょっとびっくりして、そんなになんないかなとちょっと思ってたので、本当に60%って乗れるところがあるんだなってちょっと安心。まだ60%なんで100%安心まではいかないんですが、あと、自転車も使用できるナビマークとかが書いてある、ナビマークとかがあると、またそこも自転車も通りやすくなるので、今までなかったところにナビマークを書くとかっていう整備を今後考えられますか。その辺を伺います。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

議員のおっしゃるナビマークというのは矢羽根ですか。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 自転車の絵が描いてあったりとか、それから矢羽根だったりとか、自転車がここを通りますよっていうふうなのが道路にあるということらしいんですけど、ナビマークというのは。だから、矢羽根もそうですし、ここは自転車が通るところですよっていうふうになっていくと、車もちょっ

と少し気にするんじゃないかなというふうに私はちょっと聞いたんですけど、間違ってたらごめんなさい。そういうのが広がっていけばいいなと思ってるところで伺ってます。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

矢羽根、路面標示と呼んでおりますが、こちらにつきましては、自動車に対して自転車の位置を明示するということで書かれているものでございまして、町内においては、サイクリングロードに関係するものについては引いているところなんですけれども、それ以外についてはついておりません。ですので、今回ですね、青切符の対象になっていくということで、私どものほうでは車道の中で混在させるような場合に、こういう自動車と自転車をですね、混在させるような場合にですね、その危険性を少なくしようという発想の下、引いていくことになります。それにつきましては、その道路のですね、車両の台数であるとか、自転車の台数、あとは歩行者の人数とかですね、こういうのに基づいて引く箇所については決めておりますので、その対象になった場合はですね、必要に応じて検討していくことは必要になるのかなと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 法律上は13歳を超えると、原則として、歩道ではなくて車道の左側を走るというふうになっておりますので、中学生になると、中学校1年生から車道を走るという形になっていきますね。でも、まだ細い歩道を自転車で通っている子をたくさん見かけますので、まだまだ車道を通るということに対してとても不安があるんだと思いますね。車が走ってるところを自転車で、それもよろよろよろよろしてるような子が走るというのは、見てる私たちもちょっと不安なので、その辺やっばりナビマークを書いてあげたりとか、ここが自転車が通るところですよというふうなことを町としてもこれから考えていただけたらありがたいなと思います。

では、4月、5月と2カ月がたちましたが、ヒヤリ・ハットというか、ひやっとすることとか、はっとすることとか、そういう報告は受けてますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えします。

事故に当たるようなヒヤリ・ハット、中学生のヒヤリ・ハットのようなものでよろしいでしょうか。

○8番【海老原友子君】 はい。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今のところは受けてございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 新学期になって、新しい中学校1年生が入って受けてないということはありがたいなというふうに思いますが、毎朝私が見てて、私がひやりとしたりはっとしたりすることは多々あるんですね。結局、小学校の高学年になってくると、乗ってる自転車もママチャリというんですか、普通のお母さんたちが乗るようなそういう自転車じゃなくて、軽い両足が着く低いものに乗ってたのが、急に重い自転車を乗り出すのでふらふらしたりとか、そういうふうなことが起きてるんじゃないかなと

思っ、やっぱり悲しい事故が起きないように、町としても、町全体として、私たちも含めて、父兄も、それから、町の執行部もみんな含めて子供を見守るということで、安全安心のできる町にしていきたいと思ひますので、ぜひその道路のことについても考えていただけたらありがたいと思ひます。

以上で交通安全に対しては終わりにします。

最後になりますが、害虫対策です。

1、特定外来生物クビアカツヤカミキリの町内の被害発生状況について、また、被害防止のための取組みと今後の対策について伺う。

2、今年度予算では、何本の樹木に対して対応可能と想定しているか。また、個人所有地内にある樹木も対象としているのかの二つを伺ひます。

この害虫対策をですね、伺うに当たって、私は富士山公園に小学生の男の子がいて、木をたたいて遊んでるのかなと思つたら虫を探してるっていう感じで、虫博士と出会ったんですね。その虫博士にスマホを見してね、この虫知ってるって聞いたら、それはね、外来生物のクビアカ何たらかんちゃらだよって素直に言っ、それを見つけたら殺さなきゃ駄目だよみたいに、すごい虫博士ですからね、詳しいんですね。私は全然知らなくて、私が知ってる虫としたらクワガタだの、それからカブトムシだのって、そんなのしか知らなかったのが、今外来生物で、町ですごく美しい、富士山公園なんて桜がとても美しいじゃないですか。その桜につくっていう、桜とか梅とかバラ科の植物につくっていう、初めてこの虫を私は知ったので、こういうことで被害が出てるんだなということで初めて知りましたので、それが今栃木市のほうではすごく繁殖してて、桜の木が駄目になったりしてるということも伺ってますので、本町の現状を伺ひます。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と2点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

令和7年度のクビアカツヤカミキリによる被害としましては、公共地で12カ所、48本、私有地では2カ所、6本の被害を確認しております。

クビアカツヤカミキリに対する対策といたしまして、公共地につきましては、成虫の飛散防止による被害の拡大を防ぐために、幹にネットを巻くことで対応しており、今年度は昨年度発生が確認された48本の伐採処分を予定しております。

また、私有地につきましては、今年度より被害木の伐採等に対する補助を実施しております。補助金額は、伐採等にかかった補助対象経費の6分の5であり、上限は1件当たり25万円、今年度予算では100万円を計上し、4件分の補助を想定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 この4件分の100万円というのは、民間ということでよろしいですか。例えば個人の家でもそのクビアカツヤカミキリがいて、切りましたって言ったときには、個人でも役場に申請できるということでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の質問にお答えいたします。

こちらの今町長の答弁にありました100万円につきましては、個人で被害があったものに対して伐採処分したものが対象となっております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 申し訳ございません。個人というのは私有地ですね、町内の私有地ということで、私有地にて被害木が発生した方が対象となっております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 私有地は、私の私有地ですね。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 はい、私のほうです。

（「個人」の声あり）

○地域生活課長【沢邊 孝君】 すみません。個人、法人が対象となっております。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 地域生活課から説明の本を頂いたんですね。それで伐採して、それを持ってくまでに結構大変なんですよ。その中にいたら、ビニールでくるんで飛ばないようにして持ってくとか、それから何でしたっけ、根っこは薄いビニールだとかんじやうから、あつつこいビニールで薫製にしてとか、いろいろものすごく大変なんですけど、例えば我が家が対象とした場合、我が家の梅の木にその虫がついて、じゃあ、それを切ります。さあ、その木を運びます。何で運べばいいのかなっていったときには、お手伝いっていただけるんですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

こちらの補助の対象の経費といたしましては、個人で処分というよりは伐採、抜根、根っこを取ったりとか、そういったもの、処分を業者に委託した際、そちらにかかった費用の6分の5ということで、上限25万円と設定させていただいております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 了解しました。自分でやろうなんて考えちゃいけないですよ。すごく被災したら飛んでっちゃうわけですからね。専門の業者に依頼をして、その人にちゃんとビニールにくるんで運んでもらって、根っこもちゃんと運んでもらってという形を取った、その6分の5ということですよ。了解いたしました。

本当にこれ、毎年毎年毎年、減ることは多分ないので、増えてくと思うので、今後この100万円の予算で足りていくのでしょうか。その辺を伺います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今年度は100万円ということで予算措置させていただきました。被害が拡大するか終息するかとい

うと、県南のほうでも結構被害のほうが拡大しているというのは聞いているところでございます。どのくらい予算規模というの、ちょっとうちのほうでも何とも言えないところなんです、可能な限り予算のほうは措置していきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 そうですね。富士山公園とか、それから桃畑とか、すごい桜の木がきれいに、きれいに花が咲いてるのに、48本、それと私有地が6本って、そんなに切らなくちゃならないほど、4センチぐらいの虫って書いてありましたけど、結構幼虫が中を食い破っていくという形で、なかなか成虫を見ることも少ないということです、我々も考えていかなくはいけないなということで、最後に伺いますけれども、町民への周知は、5月の広報紙のほうに外来カミキリムシ被害ということで出てますので、町民への周知はこれで出てると思うんですけど、なかなか虫とこれが結びついていかなないので、今後も定期的にこういう虫を見かけたら、見かけたら報告するんでしたよね。よろしく願います。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

虫等を見かけた場合については、地域生活課のほうに連絡いただきたいとは考えてございます。また、補助制度につきましても、今後、周知等努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 本当に上三川町の景観を、桜の木がなくなるのはとても寂しいので、それから、梅や桃や他の木も、虫によってそれが駄目になっていくってのはとても悲しいことだと思いますので、周知を徹底していただいて、できるだけ桜を美しく守っていただきたいなと思って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時01分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 8番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・松本信明君の発言を許します。2番、松本信明君。

(2番 松本信明君 登壇)

○2番【松本信明君】 皆さん、こんにちは。議長から発言の許可をいただきましたので、通告順序に従い、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

今回一般質問2日間にわたり、一番最後、大トリということでございますので、執行部の皆様にはぜひ前向きな答弁をいただいて、最後気持ちよく終わりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたい

というふうに思います。

それでは、通告書に沿って大きく二つ伺います。

まず一つ目は、道路交通法改正についてです。今年4月の改正道路交通法の施行により、自転車において交通反則通告制度、通称青切符の対象となり、変更されたルールや取締り現場などがマスメディア報道されるなど、日本全体で関心が高まっております。

そこで質問をさせていただきます。

一つ目に、令和8年4月改正道路交通法の施行により、自転車が交通反則通告制度（青切符）の対象となったが、本町の周知啓発活動の進捗は。

二つ目、本町小中学校において、交通安全教育をどのように取り組んでいるのか伺う。

三つ目、「自動車が自転車の右側を通行する際、十分な間隔を空けること」、「十分な間隔がないときは間隔に応じた安全な速度で進行すること」が義務化されたが、本町はこれを受け、円滑な交通網実現のため、道路環境改善について検討しているのか伺う。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と3点目についてお答えいたします。

まず1点目、交通反則通告制度、いわゆる青切符に係る周知活動につきましては、広報やホームページにより交通ルールの変更について周知したほか、交通安全運動でのチラシの配布や交通安全協会役員への冊子の配布、本年2月には町内全中学生に青切符に関するリーフレットを配布することで周知啓発活動を実施いたしました。

しかし、現時点では、制度の内容が十分に浸透しきれていないとも考えておりますので、今後も自転車利用者に限らず、全ての道路利用者に対し、様々な周知啓発活動を実施することで、引き続き制度の浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

道路の通行空間整備においては、歩行者、自転車及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保のため、それぞれの交通量や地形の状況等を考慮し、分離するなど検討することとされております。

この中で、本町が実施する道路設計においては、平成26年2月に県が策定した「歩行者自転車通行空間整備の手引き」に基づき、自転車走行を考慮して路肩の幅員等を決定しているところでございます。

また、既設の道路につきましては、必要に応じて自転車の通行位置を矢羽根等の路面標示で示していくことが考えられますが、本町ではサイクルツーリズムに関連して設置しております。

今後とも、道路の通行空間整備につきましては、安全かつ円滑な交通の確保のため、道路改良時点での配慮や必要に応じた路面標示の設置で対応していく考えでございます。

なお、御質問の2点目につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育長からお答えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

（教育長 増渕 忍君 登壇）

○教育長【増渕 忍君】 御質問の2点目についてお答えをいたします。

本町の小中学校における交通安全教育につきましては、発達段階に応じた指導を実施しております。

小学校では、登下校時の見守りや指導を通して安全意識の定着を図っております。交通安全教室では、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方など、体験的な活動を重視した指導を行っております。

中学校では、リーフレットを活用して交通ルールや制度に関する理解を深めるとともに、自転車の適切な利用についての指導を行っております。交通安全教室では、下野警察署署員等による講話や動画の活用により、自転車の通行ルールや安全な運転の仕方について理解を深めております。

また、登下校指導や通学路点検、地域や警察と連携した見守り活動を実施し、主体的に交通ルールを守ることが安全につながるという当事者意識の育成に努めております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 御答弁ありがとうございました。周知啓発活動のほうはですね、様々な施策を打っているという話と、まだまだ足りていないので、全ての道路利用者に対して行っていくというような形でですね、現状の対応に満足することなく今後も継続していくという町の力強い御意見がいただけたかなという思っております。

その中でもう少し聞いていきたいと思います。周知啓発活動に関してですけども、今現在行っているところはですね、町の年間行事の計画とかに対して、その広報活動といったところを落とし込んでいるのか確認させてください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

昨年度の例で言いますと、県内全域で交通安全運動、春、秋、年末と実施しておりまして、それに合わせて町なんかも街頭指導などをやっております。その際にですね、制度に関するチラシの配布であったり、ホームページ、また広報への掲載を実施したところでございます。今年度につきましても、継続して実施してまいりたいと考えてございます。

また、そのほかにですね、交通指導員の研修というのを年に1回行っておりますので、そういった機会に警察署で作成した自転車のルールブックの配布、またですね、今年の2月には全中学生のリーフレットの配布といった形で、交通安全に関する事業等に合わせて実施しているところでございます。今後周知方法や時期など、そういったことを工夫することで周知の効果が得られるのではないかと考えられますので、そういった効果が出るように取り組んでいければと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。交通安全運動とかに乗じて今やってるという話でございました。交通の様々なイベント、交通に特化したイベントだけではなくてですね、周知啓発活動ですから、町で行っている様々なイベントの中でその周知を行うというところも効果的なんじゃないのかなというふうに思いますので、そういったところは広く、幅広く、たくさんの方がいらっしゃるイベントといったところも狙ってですね、周知活動のほう、継続していただければというふうに思います。

また、次にですね、高齢者に対して、高齢者向けに配慮した周知を行っているのかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

高齢者に対してですが、地域の高齢者のサロン等、そういった機会にですね、交通であったり、交通に限らず防犯、そういった関連する講話等を実施するときにですね、高齢者に向けた周知を行っております。テーマについてはこれというわけではないんですが、そのサロンの希望に沿ったものを実施しているところがございますが、その中に交通ルールであったり、様々なそういったものを含めながら実施しております。実施に当たりましては、高齢者でもやっぱり分かりやすいようにすることが必要ではないかなということも考えておりますので、そういったことを心がけて実施できればと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。高齢者にも配慮した内容でという話がありました。高齢者の方にはですね、情報が非常に閉鎖的になってしまっていて、発信をしても届かないというケースもあるかと思います。このような場合ですね、やっぱり様々な機会を利用した展開が必要なんじゃないのかなというふうに思いますので、隅々まで行き渡るような活動のほうをお願いしたいというふうに思います。

続いて、外国人移住者に対する周知活動はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

正直、外国人に対しての周知というのは非常に私どもでも課題として捉えておりまして、非常に難しいところもあるかと思います。周知の方法の一つとして、例えば外国人なんかを雇用されている事業者なんかでありますと、雇用者が生活指導なんか一緒にされてるケースもあるのではないかと考えております。そういったことを考えますと、例えば事業者に対する周知啓発活動というのも効果があるのではないかと考えております。今後ですね、周知方法につきましてはどのような方法があって、効果的なところがあるのかどうか、そういったところも含めまして、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。外国人移住者の方はですね、町民の方から、外国人移住者の自転車マナーが悪いよというような御意見をですね、ちょっと直接いただいております。私も町内を見ていて、何でそういうふうに町民の方が感じるのかなと思うとですね、自転車で走ってるのが結構団体、団体というのか、3人から5人とかそれ以上とかっていう形でですね、結構ある程度まとまって走っているのを見受けますので、そういった方が例えば左側通行しなくちゃいけないところを右側通行してるとか、そういったのがあると非常に目立つんですね。なので、そういった印象を受けてる方が非常に多いんだろうというふうに思っております。

ですので、先ほど課長のほうからもですね、外国人移住者に対する周知というのは課題だというふう

におっしゃっていただきましたので、非常に周知する機会自体がやっぱり少ないというふうに思いますので、まさに先ほど答弁をいただいた、就労をしているような企業ですとか雇用主の方との連携が非常に有効的なのではないかなというふうに私も思いますので、そういった形でですね、連携をしていただいて、マナーやルールの周知のほうをいただくようお願いをしたいと思います。

そしてですね、外国人移住者に対してルールやマナーを周知するときに、多言語で周知をするような考えはあるかどうかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ルールの周知について多言語ということも非常に有効な方法であると考えられますが、交通ルールという、やはり私どもではちょっと解釈が非常に難しかったりとか、非常に翻訳という部分では間違ってしまうという部分がちょっとできない部分もあるので、そういった部分については、特に翻訳についてですね、町ですることはちょっと困難ではないかなとちょっと考えてございます。

その代わりと言ってはなんですが、やっぱり警察庁や警視庁で発行しております多言語翻訳のチラシなどがございますので、そういったものを活用したりとか、警察等とですね、関係機関なんかと連携しながら、周知方法について今後検討してまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。何もですね、今おっしゃったように、町だけでやる活動ではないと思います。関連機関と協力をいただいて進めていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、先日の新聞報道で、栃木県においては41件の青切符を交付し、うち36件がながらスマホとなっていて、約9割を占めているという報道でした。ながらスマホは特に危険と判断されて、反則金も1万2,000円と高額になっているところですが、上三川町の違反状況の把握と、データに基づく周知というのはできているのでしょうか。お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町内における違反状況の把握というのは、正直のところ把握できていない状況ではございます。ただ、新聞報道でありましたとおり、県内の状況、ながらスマホが36件ということで、こういった傾向というのは、本町においても同様の傾向ではないかとも考えられます。またですね、違反者の年代といったしましては、10代が14件、20代が12件ということで、若年層が非常に高いというような傾向にございます。特に若年層の違反が多いということを考えますと、小中学生や高校生、そういった若い世代に対しまして、警察等の関係機関と連携しながら、周知のほうには努めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。何で上三川町の違反の状況ということで聞いたかとい

うとですね、やっぱり自分たちが住んでる町でどれぐらい実際にやっぱりどんな違反があるのかというのを聞くことで、その情報が身近に感じていただけたらと思うんですね。なので、その身近に感じると、やはり人ってやっぱりちゃんとこういうふうにしなくちゃなとかというふうに行動変容につながるというふうに思いますので、ぜひですね、自分事として感じていただけたらいいですね、そういった情報提供ができるように、ちょっと体制を整えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしますというふうに思います。

それでは次に、小中学校の安全教育のところに関して、小中学校における自動車の交通ルール、マナーに対する教育、内容というのは、先ほど年齢に応じてという話がありましたが、学年ごとに変えたりなんかしてるんでしょうか。お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問の内容を確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 はい、どうぞ。

○教育総務課長【日野妙子君】 議員、ただ今自動車の交通ルールっておっしゃっていたような気がするんですが、自転車ということではよろしかったでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 失礼しました。自転車でございます。間違い、訂正させていただきます。自転車です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 それでは、質問のほうに答えさせていただきます。

本町の交通安全教育についてですが、小学校では、横断歩道の渡り方や基本的なルールについて指導したり、中学校では、道路交通法に基づく決まりの周知やマナーの向上等、理解を深める指導を行ったりするなど、児童生徒の発達段階に応じて実施をしております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 発達段階に応じて適宜実施をしているということで答弁をいただいたかと思えます。

それではですね、先ほども申し上げたのですが、ながらスマホが特に危険だよというようなところ、また、違反が多いというようなところがありましたので、今現在、もし分かればいいんですが、小中学生のスマホの保有率なんか把握されてれば教えていただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 スマートフォンの保有率につきましては、現在町の調査を行ってございませんが、2025年の11月に全国で実施された調査によりますと、小学校5年生で51%、中学生は85%以上が個人のスマートフォンを所持しているという結果が出ております。町もこちらに近い所持率であると考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 町の独自のやつではないけど近しい情報で、5年生で51%、中学生のところでは85%ということで、小学生よりも中学生、更に学年が上がっていくごとにスマホの保有率というのは高まっていくというところで、非常にそのとおりなんだろうなというふうに肌感覚としても思います。そのようにですね、学年ごとに合わせた適切な教育内容といったところは必要じゃないのかなというふうに思いますので、先ほどの答弁の中でも年齢層に合わせた教育を行っているということですので、ぜひ継続のほうをお願いしたいというふうに思います。

また、その教育の中で、ちょっと先ほど答弁の中にもあったかもしれないですけど、ちょっともう1回聞かせていただきたいんですが、体験型の教育なんかは導入されているのかどうかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えします。

学校では、模擬道路を用いた歩行や自転車の実技指導を通して、安全確認や一時停止などの基本的な行動を体験的に習得させるとともに、見通しの悪い交差点など危険場所を想定した指導により、安全な行動について理解を深めているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。そのような体験の教育は導入されているということですが、例えばですね、今回の青切符の対象になっているような内容で、例えばスマホを見てると違反になるんですけど、例えばスマホを見てるとやっぱりこんなに視界が狭くなるんだとか、例えばイヤホンなんかもそうですけど、イヤホンを耳に入れてるとこんなに周りの音が聞こえなくて危険なんだよとか、そんなような今回のところに合わせた体験型のものを新たに導入しますみたいなこととあってあるんでしょうか。お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたします。

学校での体験型の指導というようなことについては、基本的に登下校を想定した指導というような形がメインなものになっていくかと思います。スマホやイヤホン等は基本的に学校では認めておりませんので、残念ながらスマホを使って、あるいはイヤホンをして体験活動を行っているということは、実施はしておりません。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 御答弁ありがとうございます。さすがに通学をしているときに、スマホを見ながらというのは確かにはないと思いますが、今の先に聞いたスマホの保有率なんかを見てもですね、非常に高い保有率を誇っていると、誇ってはいないですね、保有率になっているということは、そして、ふだんの学校の通学以外にも何かしらのタイミングで、遊びに行くとか、どこかに行くという際には自転車に乗って行くということが考えられます。そのときにはやはりイヤホンだったりスマホだったり、持っているものを持参するということも考えられますので、ぜひそういったところも、少しちょっと踏まえた上でですね、そういった体験型のところも新たに導入していただければ、先ほども言ったよ

うにですね、非常に我が身に置き換えて、深く心にしみるような教育になるんじゃないのかなというふうに思いますんで、ぜひそのような教育ができるように、ちょっと体制を整えていただければというふうに思っております。

それでは、次にですね、通学路の安全確認においてですが、自転車通行帯の確認はされているのかどうかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

自転車の通行帯につきましては、登下校指導や地域巡回時に、各学校の交通安全教育担当を中心に確認をしているところでございます。また、2年に1度ではございますが、警察、行政、学校が共同して、通学路の合同点検を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。担当者を中心に確認をしているということと、合同点検ですね、これは危ないところなんかも、ここですよというような、紙というか、そういう状態にもなっているかと思います。

じゃあ、それら結果について子供たちと共有をされているのか、確認をさせてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

年度当初に実施されている地区ごとに分かれた交通路の確認とか、全校対象の交通安全教室等で、生徒に対して登下校時の安全確保について、子供たちと共有しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 当たり前のことを聞きましたが、そういった点検とかをやったときにはですね、最新の情報をですね、子供たち、また保護者とも共有をしていただいて、危険な箇所を確認をしていくというところも必要だなというふうに思っております。

またですね、今回のルール改正の中ではルールを理解するのにちょっとややこしい部分もあるかなというふうに思っています。道路が危険でやむを得ない場合は歩道も走行できるというようなところにもなっていますので、こういった場合にはですね、警察の見解といったところも必要なんじゃないのかなというふうに思いますので、ぜひ合同点検とかでもですね、どんどん確認をしていただいて、自転車が通ってもよい通行帯といったところを確認していただければというふうに思います。

それでは、これまでもちょっと一部出てましたが、警察や交通安全協会など、外部機関との連携のほうは取れているのか確認をさせてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

下野警察署や上三川町の地域生活課との連携により、交通安全教室での講話をしていただいたりとか、危険箇所の共有等で連携を図っているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。やはりですね、こういったところ、専門家というか、本当の管轄は警察ということになりますけども、警察の方にしっかりと入っていただいて教育に携わっていただくというところ、非常に重要かというふうに思いますので、ぜひ継続のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、保護者との連携というのはどのように進めてられるか、確認をさせてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

毎年保護者の方々には、登校時の御自宅の近くを見守りをお願いしております。多くの保護者の方が御協力してくださいまして、児童生徒に挨拶運動と一緒にですね、安全の声かけをしてくださっております。保護者の方が地域の交通安全について情報共有してくださることもございます。いろいろな情報をいただく場合もございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。保護者の方と連携を進めているという話でした。見守り活動のほうもですね、私もちょっとほんの少しですけども、携わらせていただいてですね、いつも見守っている私がですね、小学生、中学生が元気に挨拶をしていただけると、私が元気をいただいているというふうに、いつも癒やされるありがたい気持ちでいっぱいやらせていただいておりますので、今後も引き続きやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

今回の自転車の青切符、対象はということになりますと16歳以上ということですが、歩道の自転車通行については、走行可の年齢は13歳未満ということになっておりますので、中学生になると指導警告の対象となります。しかし、対象年齢になってから教育をやるのでは遅いというふうに考えますし、道路交通法改正で青切符対象となったルール、これはですね、事故を起こさないために定められたルールということですので、一部を除いてになりますが、対象年齢だからやっていけないということではなく、誰でも危険のリスクが伴うということでもあります。

また、青切符制度を悪用した詐欺事件、これも発生しておりますので、ぜひそれらを踏まえた上で年齢に合わせたルールを周知させ守ること、そして、犯罪に巻き込まれることのないよう適正な指導をお願いしたいというふうに思います。

続いて、自動車が自転車の右側を通行する際のルールについて、警察庁からは安全な間隔とは1メートル程度間隔を空ける、安全な速度とは20キロメートルから30キロメートル程度ということで見解が示されております。自転車の通常の走行速度というのはですね、15キロから20キロメートルというふうに言われておりますので、自転車が時速15キロ、自動車が時速30キロメートルで走行している場合に、右側を通過するのに必要な距離というのはおよそ40メートル程度ということになります。もっと速度差がなくなればもっと長い距離を並走しているということになりますので、この距離を自転車と自動車が安全な感覚がない状態で並走をしているという状況は、非常にやっぱり危険なんじゃないの

かなというふうに思っておりますし、その間隔というのはやっぱり一般的なんじゃないのかなというふうに思ってます。そういう感覚から、私の耳にも非常に危ないよというところで町民の方から声が届いてるところでございます。

そういった状況の中で質問をさせていただきますが、町では、自動車が自転車の右側を通行する際、中央線が黄色で追越し禁止となっており、十分な間隔が確保できない危険な区間というのを把握しているんでしょうか。お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

自動車と自転車、十分な間隔が確保できない区間ということになりますと、追越し禁止の区間で歩道がない区間、もしくは歩道があっても歩道を自転車が通行できない区間になるのかなと思われます。町内にもそのような区間が存在することは認識しております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。それでは、その中で特に交通量が多くて自転車と自動車の接触リスクが高いというような道路について、危険箇所の把握などを行っているのかどうかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町内の道路につきましては、町内外の多くの方たちが通勤や通学等で使用するということが考えられます。時間帯などによっては交通量が多くなる、そうすることで接触リスクが高くなる道路というものもあるのではないかなということは認識してございます。ただ、そのような道路を通行する全ての道路利用者が安全に道路を利用するためには、年代や道路利用者の道路の利用の方法、徒歩であったり自転車、いろいろな方法あるかと思いますが、交通ルールを理解やお互いの配慮する気持ちなどが非常に重要であるのではないかと考えてございます。

先ほど町長の答弁がございましたように、そういった部分ってまだまだ浸透しきれてない部分もあるということも考えておりますので、そういった点につきましては、今後、引き続き周知啓発等に努めてまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。危険な箇所といったところもあるというふうに認識をしているということです。先ほどの町長の答弁のほうにもありましたけど、今自転車というのが法律上は軽車両で、基本的には車道を走るものだというふうに定義をされているということですが、やはり今の道路事情といったところを鑑みると、やはりこれはまだまだ道路を自転車が走るというには非常に危険な状況が多いんじゃないのかなというふうに感じているところです。法律がそういったところに、安全な状況に追いつかないまま法律が変わってしまったというところは、ちょっとこの場では議論するところじゃないと思いますので、そこは差し控えますが、それらを踏まえた上で自転車の通行空間の整備、

自転車が行き通じる歩道や自転車専用通行帯、もしくは、先ほど来ある路面標示の設置について、今後の整備計画がどのようになってるのかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

まず、自転車が通行できる歩道につきましては、栃木県の公安委員会のほうですね、あくまでも自転車は軽車両、車道の左側を通行することということで、原則はそうなっておりますので、基本的には認めていないということでございますので、歩道に乗り上げることは設計の中では考えていきません。

自転車専用通行帯の整備につきましては、既設の道路にですね、そのためだけ新たに設置するというようなことは多額の費用も要することになりますので、考えておりません。これに代わりましてですね、先ほど海老原議員の答弁の中でもありましたが、矢羽根等ですね、整備、それと併せてですね、町道で言いますと歩道のない道路が多いかと思うんですけども、このような路線につきましては外側線の外側も自転車が通行できることになっております。でございますので、外測線をきっちり引いていくというようなことを考えていきたいと思っております。

新設・改築の道路につきましては、答弁でもございましたが、平成26年からですね、設計のほうにそれを配慮した形での設計というものを行っていますので、引き続きこれを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。やはりですね、今の答弁だと、今の法律上からすると、その法律に対応した道路設計・整備を行っていくというところですね、あくまでも自転車は軽車両で、車道を走るといったところが基本的なところになってきているのかなというふうに思いますので、もう少しですね、今回の道路交通法改正に伴って、町民から歩道や自転車専用通行帯の整備について非常に多くの御要望をいただいているところでございます。現在の道路事情を考えると、自転車が車道を走るには非常に危険な箇所が多いというふうに思っております。ルールといったものには従わなければなりません、もっと安心して歩行者、自転車、自動車が共存できる道路の整備を強く要望するものです。ぜひ歩行者、自転車、自動車が安心して共存できる上三川町にさせていただけるようお願いを申し上げまして、一つ目の質問を終わりにしたいと思います。

続いて、二つ目の不登校生徒児童についてであります。

令和6年度文部科学省の不登校児童生徒数の全国調査の報告では、小学生13万7,704人、中学生が21万6,266人、合計で35万3,970人と、前年度比7,488人増であり、これは12年連続の増加であるという調査結果です。栃木県については、小学生、中学生が合計で5,983人となっており、こちらも増加傾向が続いているということでもあります。

また、先日、NHKでも不登校を取り上げており、低年齢化が進んでいるということや、不登校の子を持つ親の5人に1人が離職をしているという報道がありました。これは学校に行くことに悩みを持つ子供本人だけでなく、御家族、そして先生方を含め、大変な御苦勞をされている現状を表しているというふうに感じております。

そこで質問をさせていただきます。

一つ目に、本町小中学校の不登校児童生徒の人数は。

二つ目に、不登校児童生徒に対する対応は。

三つ目に、本町に小規模特認校制度を導入する考えは。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増渕 忍君 登壇)

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問の１点目についてお答えをいたします。

令和７年度の調査では、年間３０日以上欠席し、不登校とした児童生徒数は、小学校４２人、中学校７１人、計１１３人でございます。

次に、２点目についてお答えをいたします。

不登校児童生徒への対応につきましては、一人一人の状況に応じて支援が異なりますが、学級担任を中心に、養護教諭が連携して不安や悩みの把握や解消に努め、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援を行っております。

また、校内教育支援センターを活用した居場所づくりや学校以外の支援機関として、教育支援センター「オアシス」との連携を進めております。

今後も、学校とのつながりを大切にしながら、支援に努めてまいります。

次に、３点目についてお答えをいたします。

小規模特認校とは、豊かな自然や小規模のよさを生かした特色ある教育を希望する保護者や児童が、当該市町村内のどこからでも就学を認めるものでございます。

現在のところ本町で特認校制度の実施につきまして、検討はしておりません。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○２番【松本信明君】 ありがとうございます。それでは再質に入らせていただきます。

不登校の人数については令和７年度で１１３人ということですが、近年の推移というところのどのようなのかお答えください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和５年、６年、７年で申し上げますと、小学生は、令和５年が３１人、令和６年が４６人、先ほど申しましたとおり、令和７年が４２人、中学校は、令和５年が４９人、令和６年が７４人、令和７年が７１人となっております、少しずつ上昇傾向でございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○２番【松本信明君】 少しずつ上昇傾向にあるということで、この不登校になる主な要因というのは、把握、分析のほうはされてるのでしょうか。お答えください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

不登校になる要因といたしましては、児童生徒それぞれ幾つもの要因が複雑に絡み合ったものであると考えられますが、教職員が本人や保護者、スクールカウンセラーなどに確認したのによりますと、友人関係、生活リズムの不調、学校生活へのやる気の減退、不安、抑うつ割合などが多くなっており

ます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。今の分析の内容からすると、全国的に出ているようなデータとも非常に似通っているんじゃないかなというふうに私は感じました。

それでは、不登校児童生徒のうち、フリースクールや学校以外の居場所を利用している割合はどれくらいになるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和7年度不登校児童生徒113人のうち、教育支援センターやフリースクールを利用した割合は21%となっております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。21%の方が利用をされているということですので、何かしらの形で何とか学校というかですね、そういったところ、社会生活の中に溶け込んでいきたいという方がそれぐらいいるということなんだろうというふうに思います。

それではですね、児童に対する対応というところで、現在の復学率というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和7年度の調査によりますと、指導の結果、登校することができた児童生徒の割合といたしましてはおおよそ25%となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。25%ということで、すみません、その復学率というのは近年どのように推移してるのかもちょっと教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和4、5、6の数字を持ち合わせておりまして、令和4年は17%、令和5年は24%、令和6年は28%となっております。令和4年度の17%からは、少しずつ復学率が上がっているということ

でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 不登校の児童生徒自体も増えているけど、復学率も徐々に増えてきているということで、何らかの対策のほうが進んできている状況かなというふうに思いますが、このような中で復学率が徐々に上がってきている状況についてどのように捉えていますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

不登校児童生徒に対しましては、担任を中心とした教職員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター、校内教育支援センターなど様々な立場の方が関わっておりまして、支援することができるようになっております。その成果が少しずつ現れているのではないかと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。様々なところで手を打っていただいている結果かなというふうに私も思います。少しずつですが、このまま上昇続けていただければなというふうに思います。

それでは、保護者から寄せられる相談内容というのにはどのような傾向があり、どのような支援につなげているのでしょうか。お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

保護者の方からの相談に関しましては、児童生徒の支援の仕方についてや、保護者の方の関わり方についての相談など様々なものになっております。その内容によりまして、担任や学年主任、養護教諭などの教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育支援センターなど、適切な機関とつなげることができるように支援しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。今一連の流れが相談内容のほうからあったかなというふうに思いますが、それらが分かるような対応のマニュアル、何かあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

対応マニュアルでございますが、国や県、町の児童生徒指導基本方針や不登校初期対応資料を参考に、担任だけではなく児童生徒指導、養護教諭、管理職、スクールカウンセラーなどのチームで対応に当たることなど、基本的な対応の仕方について共通理解をしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。今対応マニュアルのほうで、基本的なところで状態というのが様々あるかと思うので、それらを網羅するようなところは非常に難しいかと思いますが、まずはちょっと基本的なマニュアルがないと非常に厳しいのかなと思いましたので聞かせていただきま

した。

先ほどからですね、専門の対応をしていただくスクールカウンセラーやソーシャルワーカーといったところと連携をしているというところがありましたが、もうちょっと専門的なですね、医療的な心療内科の先生とかの専門的な対応といったような連携みたいなところはあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

上三川町では、全ての学校にスクールカウンセラーを配置しておりまして、児童生徒、保護者からの要請に応じて相談をすることができます。スクールソーシャルワーカーに関しましても、全校に対応しております。医療等の専門的なアプローチにつきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者との相談の中で情報提供等することができるようになってございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 じゃあ、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの方がつないでいただけるような体制が取れているというふうに理解をしました。どのような対応を取るかというところがですね、非常に難しいというふうに思います。その中で、何かの判断をするということが非常に難しいというふうに思いますし、判断をするイコール責任を負うということになりますから、そういったところをですね、先生方とかある一定の方だけに対応させるというのは非常に難しいのかなというふうに思いますので、先ほどからチームでやっているというような話もありましたから、しっかりと対応するチームの方で共有をしていただくというところと、やはり専門的な知識のある方からアドバイスをいただいて進めるということも非常に重要なんじゃないかなというふうに思います。

それでは、進学、進路支援についてはどのような対応をしているか教えてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

本人の思いや保護者の意見を聞き取りまして、適宜、情報提供を行ったり、相談支援を行ったりしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 なかなか進路というところになると、これもまたですね、対応のほうに難しいし、本人がどういうふうにするのかというのが、全く情報がないまま進んでしまうというのも非常に危険ですので、そういったところはしっかりと情報提供してあげるところに努めていただければと思います。

それでは、小規模特認校制度のほうに話を移します。小規模特認校制度を町のほうでは考えていないということでしたが、この小規模特認校制度というものをどのように捉えているか教えてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

小規模特認校とは、自然、歴史、文化等、地域の恵まれた環境を生かし、特色ある教育活動を推進している小規模校において、市区町村に住所を有する希望者に対し、入学、転入学をすることができる制

度であると承知しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。そのとおりなんですね。書いてあるのを見てもそういうふうに書いてあって、でも、実は中身を見ると、何かすごく曖昧な感じがするなというふうに思っているところです。この小規模特認校制度を導入して活用していこうというふうな検討はされたのか、確認をさせてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和3年8月に、上三川町立学校の在り方検討委員会で、小規模特認校制度を平成17年から導入している宇都宮市立城山西小学校の視察を行っております。また、令和5年には、町立小中学校の適正規模・配置に向けた基本方針を策定いたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。まさに今こちらですね、こちら、この答申、私のほうも見させていただきました。この小規模特認校制度を今おっしゃったように先進的なところもあるということで視察のほうも行っているようですけども、この中にあるのはですね、少子化対策の制度として捉えてやっているのかなというふうに、この中身を見て思いました。そうではなくて、何らかの理由で学校に行けなくなった子供が学校に通うための選択肢の一つになっているという、この小規模特認校制度がそのようになっているというようなことを認識をされていますか。確認をさせてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

小規模特認校の特色である少人数によるきめ細やかな指導や自然豊かな環境などにより、心理的安全性が保ちやすく、全ての児童にとって選択肢の一つになり得ると認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 さすがお堅いちょっと答弁だったかなというふうに思いましたが、教育のニーズが多様化する中で、学校の選択肢の幅を広げるために、ちょっともう一度確認をさせていただきますが、この小規模特認校制度の導入を前向きに検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

町立小中学校の適正規模・配置につきましては、通学区域の弾力化や隣接区域選択制実施の効果を見ながら、特認校制度につきましても、引き続き調査研究をしまいたいと存じます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。ぜひですね、前向きに検討をしていただきたいなとい

うふうに思うところでございます。やはりちょっとこの当事者の親御さん、御家族の話を聞くと、本当に御苦労されている。本当に胸を締めつけられるような毎日の連続の中にもがき続けているというような状況でございますので、一つでも選択肢が多いほうが、その子が社会に復帰をできるきっかけになるかというふうに思います。今検討をいただけるということですが、それまでの間ですね、近隣の市町のところで小規模特認校制度を有してるところがありますので、そこが利用できるように包括的な制度を導入するというような検討ができないかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

これまでも近隣市町とは様々な形成、連携を図ってきたところでございます。制度の運用に当たりましては、それぞれの自治体における目的や運用体制の違いもございまして、慎重な検討が必要と考えております。引き続き、近隣市町との連携の在り方について研究してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。今おっしゃったようにですね、近隣の市町が絡んでくると、当然、一筋縄にはいかない、時間がかかると思いますので、今からどんどん準備をしていただきたいというふうに思います。

小規模特認校制度は少人数を生かしたきめ細やかな教育、特色ある独自の教育を受けられる、また、学区外からでも就学を認める制度であり、学校の活性化や生徒児童数確保を目的とした制度となっておりますが、近年、学びの多様化が進む中で、何らかの理由で地域の学校に通えなくなった児童生徒の選択肢の一つにもなっている現状があるということです。ぜひ前向きな御検討をしていただいて、またそれまでの間、地域、近隣市町とも連携を取って、体制が整えられるように進めていただくようお願いを申し上げまして、私からの一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

---

○議長【稲川 洋君】 2番、松本信明君の質問が終わりました。

一般質問につきましては、これで終了といたします。

本日はこれで散会いたします。なお、明日3日は休会とし、4日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後3時00分 散会